

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 議事次第

令和8年7月8日（水）
午後1時30分～
於：第6委員会室

1 開 会

2 所管事項の調査

「自転車の交通安全対策について」

3 閉会中の継続審査及び調査

4 今後の委員会運営

○ 管外調査

日 程：令和8年8月26日（水）～27日（木）

5 そ の 他

6 閉 会

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 出席要求理事者名簿
(令和8年6月府議会定例会)

【危機管理部】	
危機管理総務課長	西 山 宜 昌

【文化生活部】	
安心・安全まちづくり推進課長	中 岡 政 貴
安心・安全まちづくり推進課参事	梅 田 学

【建設交通部】	
道路管理課長	前 田 志 朗

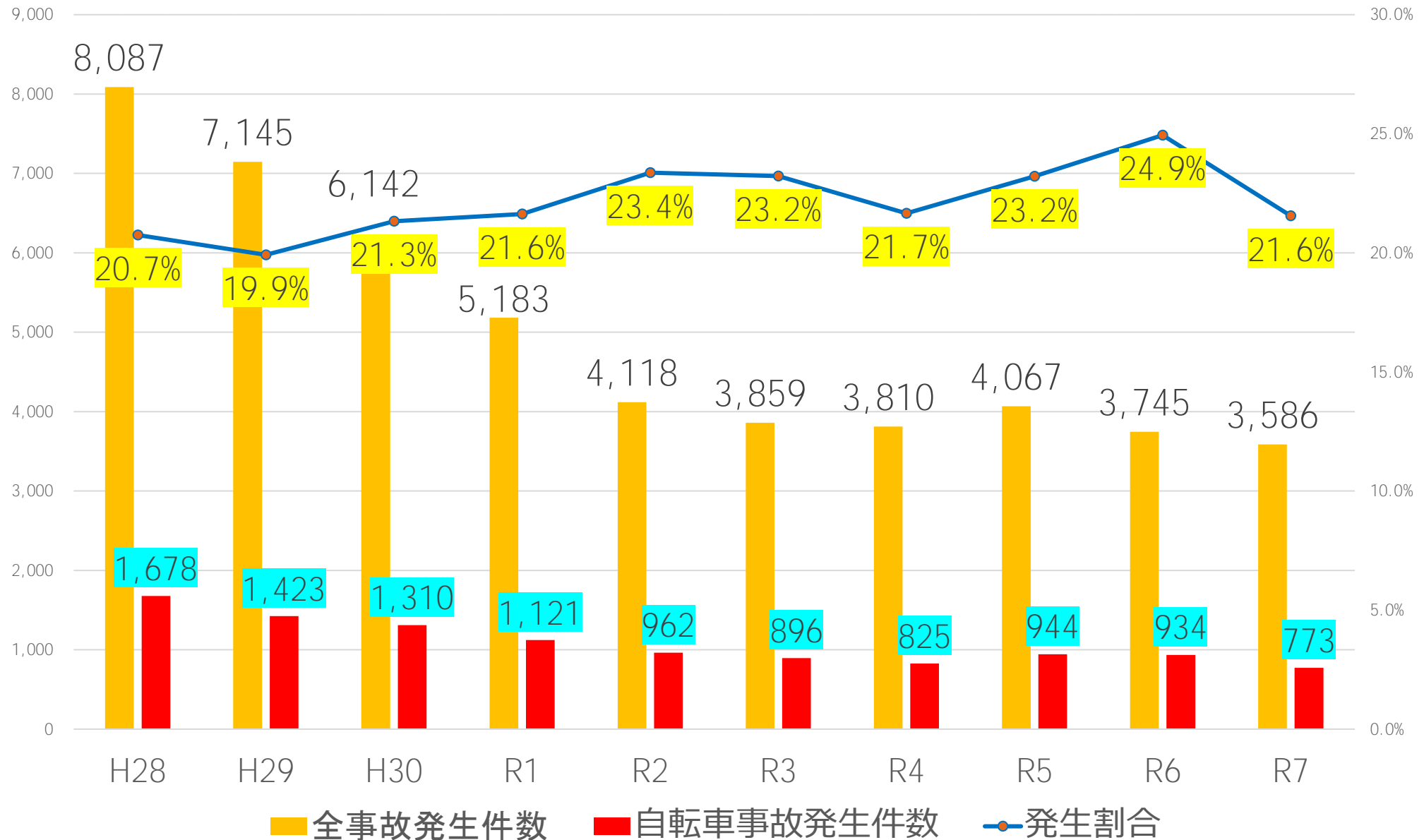
【公安委員会】	
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	野々下 俊彦

(計 5 名)

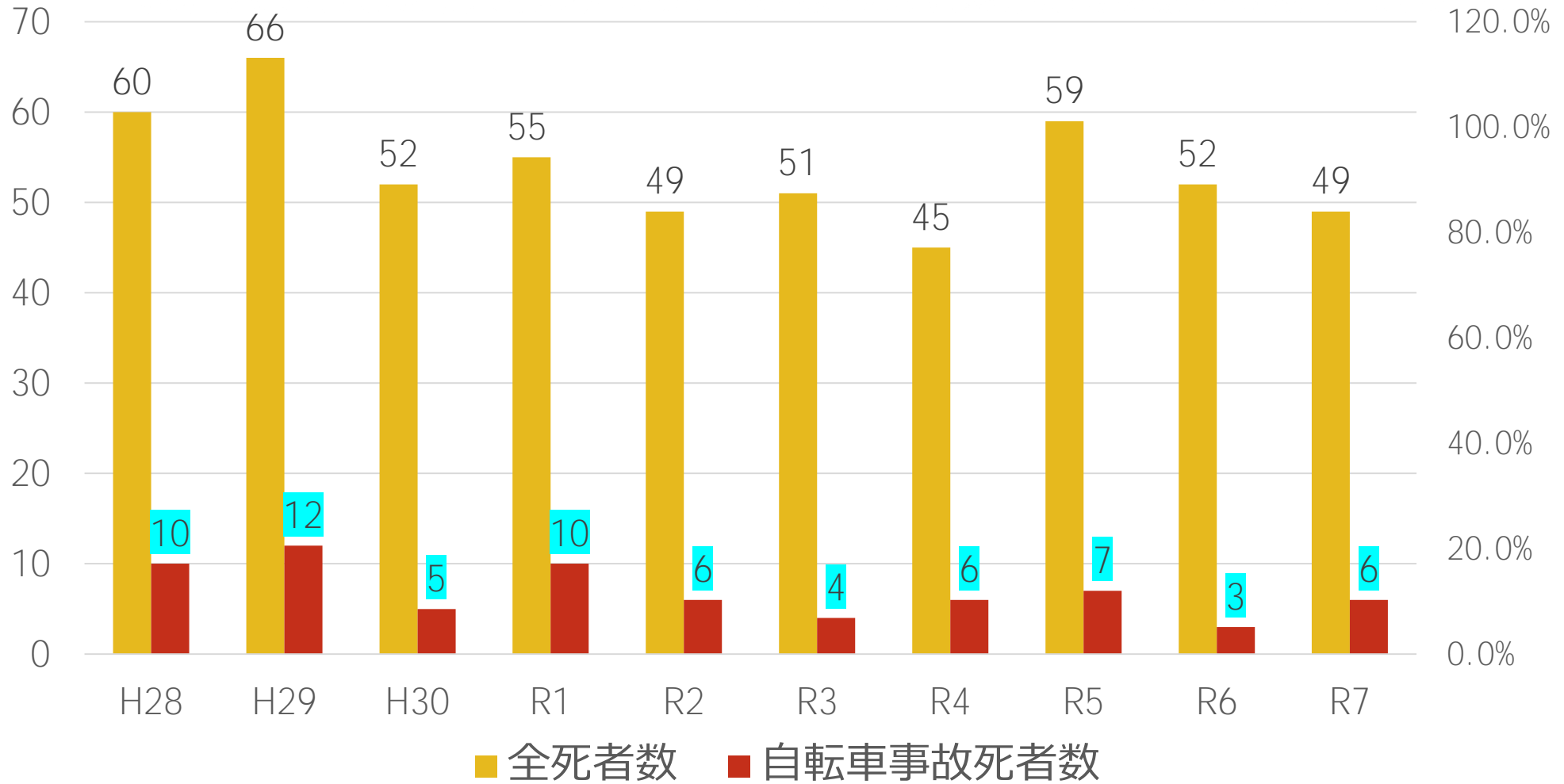
自転車交通安全対策について

京都府文化生活部
安心・安全まちづくり推進課

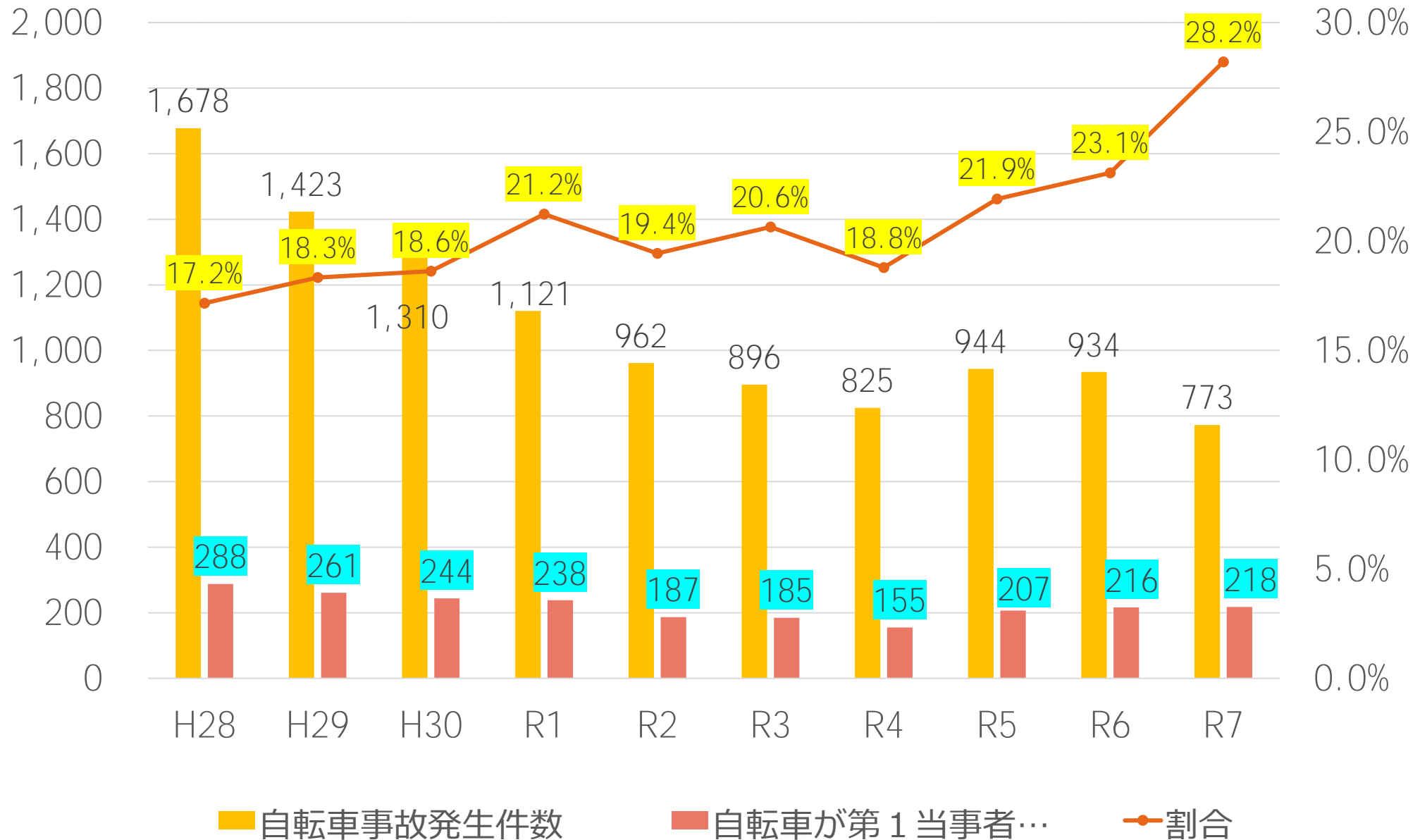
自転車事故発生件数（割合）の推移（過去10年）



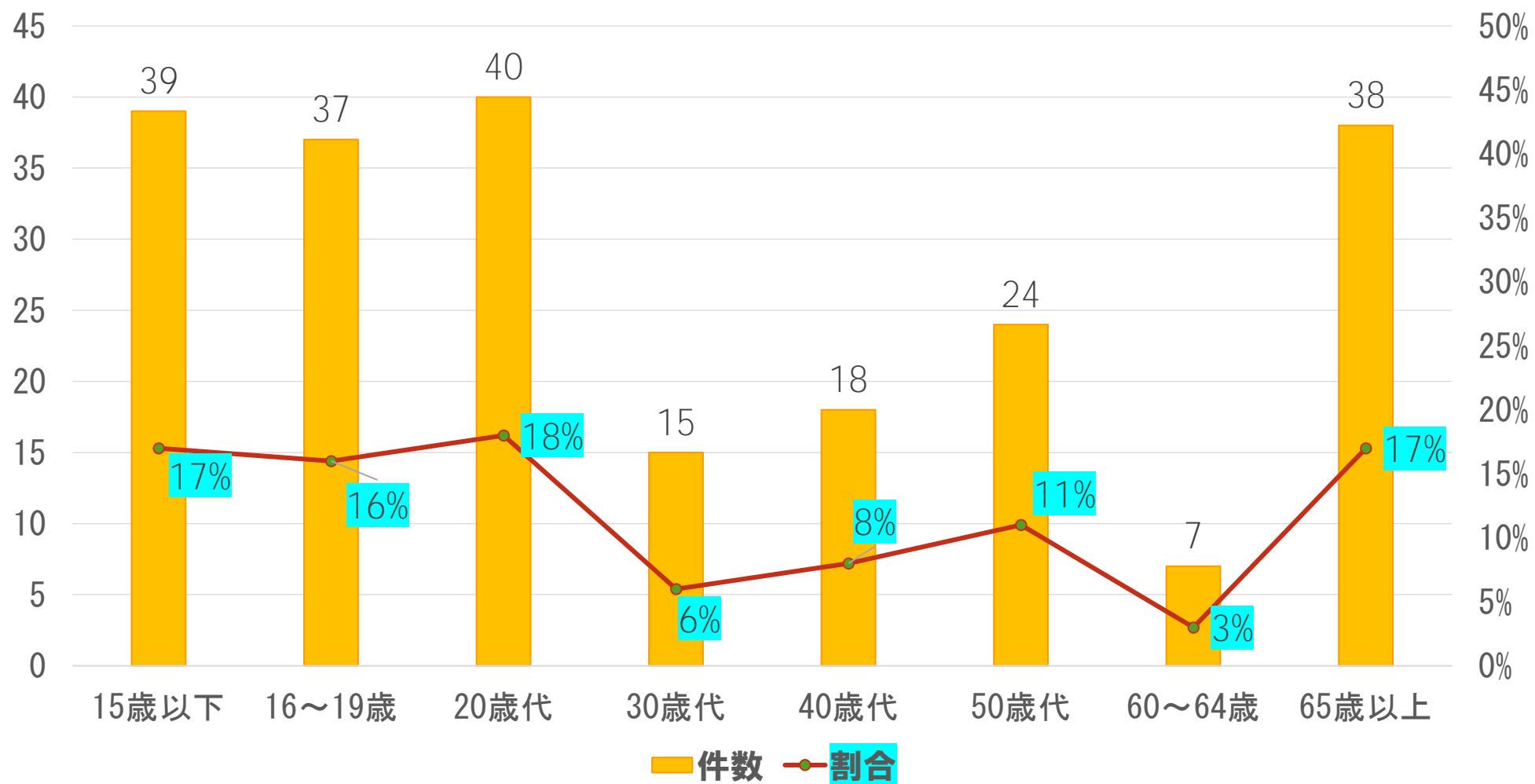
自転車事故死者数の推移（過去10年）



自転車第1当事者となった事故の推移（過去10年）

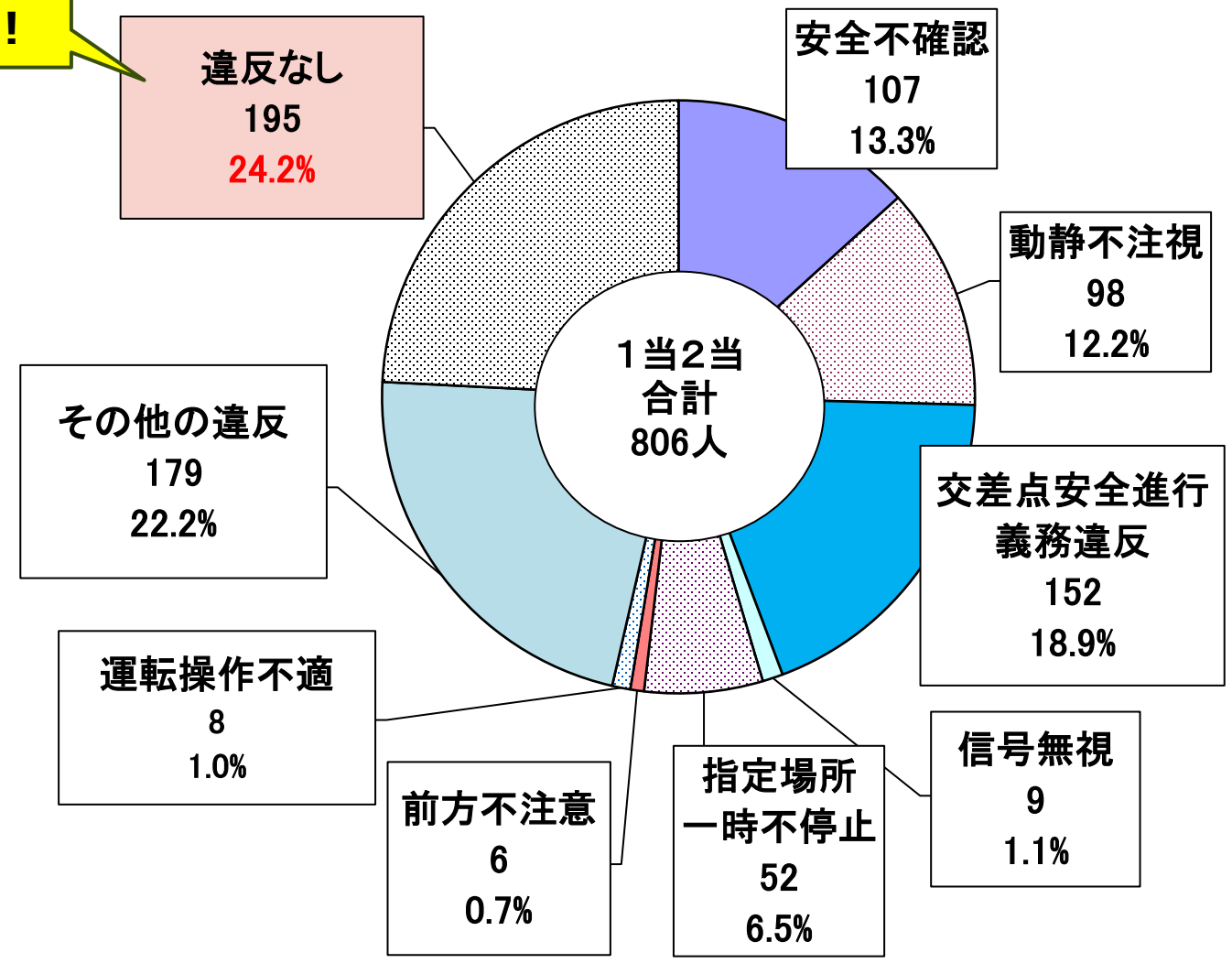


自転車（第1当事者）年齢層別発生件数 （令和7年）



自転車法令違反内容別当事者数（第1当事者・第2当事者） （令和7年）

7割以上に違反あり！



「京都府自転車of安全な利用の促進に関する条例」

(平成19年10月16日制定、平成20年4月1日施行)

制定経緯：平成18年5月実施の府警アンケート結果、平成18年当時の自転車事故の発生状況等を踏まえ制定

目的：自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、自転車に関する事故の防止、自転車の秩序ある利用の推進及び自転車を安全かつ快適に利用できる環境の形成に寄与すること

特徴：自転車利用者等が遵守すべき事項を規定
自転車安全利用推進員の設置
自転車同乗未就学児のヘルメット着用義務化
自転車保険の加入義務化（平成29年～）

「京都府自転車安全利用促進計画」

- ▶ 条例に基づき自転車の安全な利用の促進に関する施策を総合的に推進するための計画として、平成20年に計画を策定し、府民をはじめ、関係機関・団体等の皆様と協力・連携しながら自転車の安全利用に関する取組を推進
- ▶ 令和7年度に自転車利用の現状や課題を踏まえ、令和8～12年度までの計画として策定。

目標

- 1 年間の自転車事故発生件数600件以下を目指す。
- 2 自転車利用者等の自転車損害保険等への加入率100%を目指す。
- 3 自転車同乗未就学児のヘルメット着用率100%を目指す。
- 4 自転車安全利用推進員の委嘱者数を2,000人以上維持する。

施策展開の視点・方向性

① 利用者の実態に応じた自転車交通安全教育の実施

- ・ 幼稚園・保育所等における安全教室
- ・ 小学校から大学等までにおける安全教育
- ・ 事業者等における安全教育
- ・ 地域における安全教育
- ・ 高齢者に対する安全教育
- ・ 外国人に対する安全教育

② 交通反則通告制度の適用を踏まえた効果的な広報啓発活動の推進

- ・ 交通反則通告制度の適用を踏まえた効果的な啓発・街頭活動の実施
- ・ シェアサイクル利用者に対する啓発の実施
- ・ 訪日外国人に対する啓発の実施
- ・ 特定小型原動機付自転車利用者に対する啓発の実施
- ・ 悪質・危険な交通違反に重点を置いた指導取締りの実施

③ 自転車事故に備えた保険の加入促進等

- ・ 自転車損害保険等への加入促進
- ・ 自転車の点検整備等
- ・ 全年齢層に対する自転車ヘルメット着用の促進等

④ 安全利用を促進するためのその他の取組

- ・ 指導者の育成等
- ・ 道路交通環境整備の促進

①利用者の実態に応じた自転車交通安全教育の実施

ICTを活用した安全教育の実施 【自転車安全教育動画の作成】



専門学校ヒューマンアカデミー京都校の学生が
若者の目線で青切符制度に関する動画を作成

活用方法



府公式YouTubeチャンネルで全世界に公開



府教委を通じ、児童生徒が授業等での視聴を想定

作成した動画の
多言語化も想定

小学校から大学等までにおける安全教育

【自転車安全教育（自転車安全利用推進員講習）】



座学



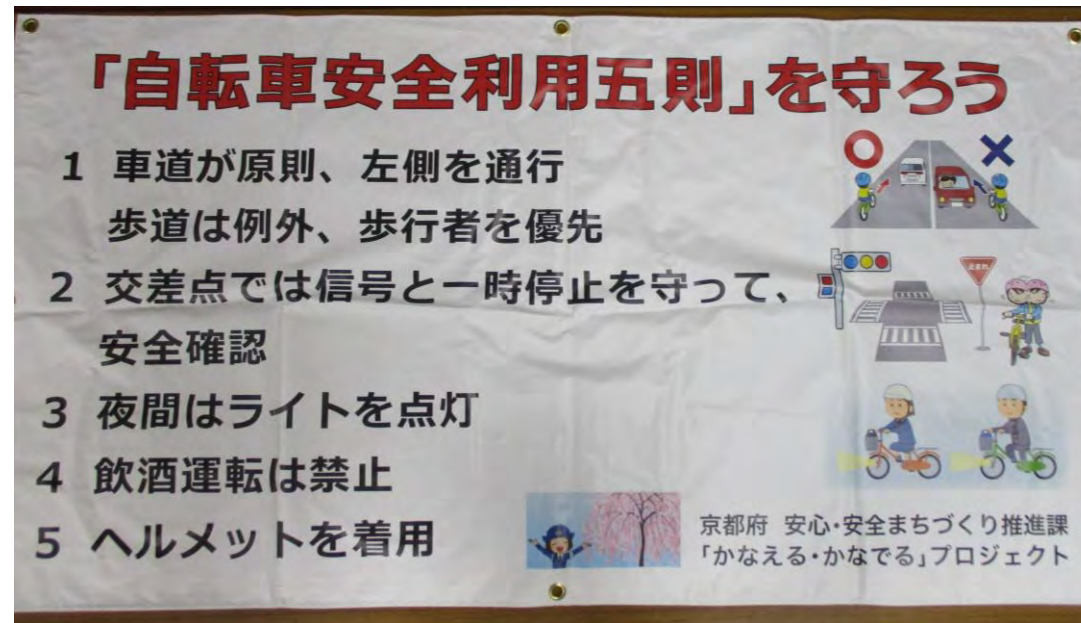
実技



令和7年度実施状況
中学・高校 14校
一般団体 10団体

受講者 計 約2,000人

【府立高校（全53校）に対する「自転車安全利用五則」横断幕の配付】



高齢者に対する安全教育

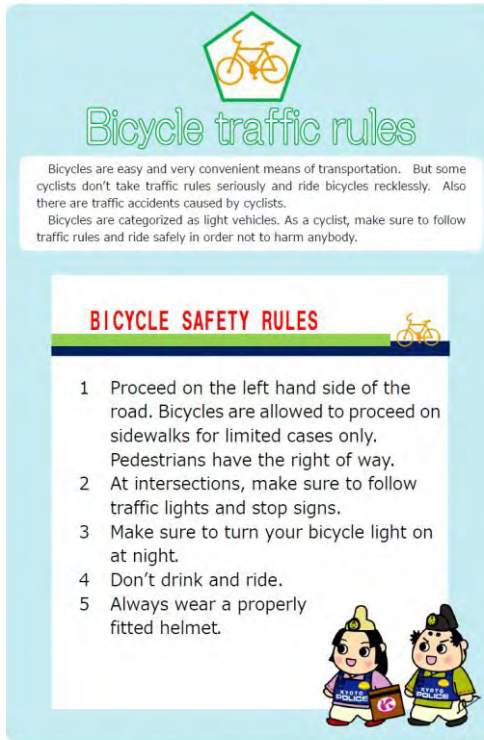
【高齢者が集まる機会を捉えた安全教育】



ドライビングシュミレータを使用し、加齢が及ぼす影響や、ドライバーから見た自転車の危険性を教育

訪日外国人に対する啓発の実施

【英語版自転車安全利用チラシを作成】



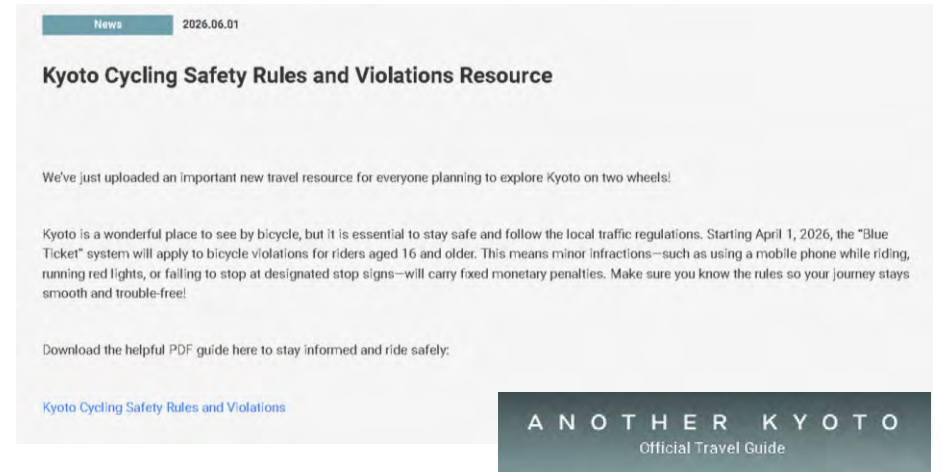
KYOTO PREFECTURAL POLICE



京都総合観光案内所・京なび

- ・ 府商工労働観光部 観光室を通じ、**京都駅**及び**関西国際空港**の観光案内所に配架
- ・ 京都府旅館ホテル生活衛生同業組合の協力を得て、**加盟ホテル**等に配付

- ・ 府総合政策環境部 地域政策室を通じ、**訪日観光客向けHP**に掲載



関西ツーリストインフォメーションセンター

シェアサイクル利用者に対する啓発の実施

CLEW



2026年4月1日から「自転車の交通違反」に青切符制度が導入されます



自転車の交通違反（青切符）について

2026年4月1日から、自転車の交通違反にも「青切符制度（交通反則通告制度）」が導入されます。これまで注意で済むことが多かった違反でも、反則金の支払いが必要になる場合があります。信号無視、ながらスマホ、傘差し運転などは反則金の対象です。ヘルメットはこれまで通り、（推奨されるが必須ではない）努力義務の対象です。交通ルールの確認の上安全に自転車をご利用ください。※飲酒運転などの悪質・重大な違反は、従来どおり刑事処分（赤切符）の対象です。

対象年齢：16歳以上 対象となる行為：113種類

よくある違反例（※一部）

ながらスマホ 反則金：12,000円	信号無視 反則金：6,000円	遮断踏切立入り 反則金：7,000円	車道の右側通行 反則金：5,000円	一時不停止 反則金：5,000円	二人乗り 反則金：3,000円
-----------------------	--------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	--------------------

<PUSH通知掲載文>

【 自転車の青切符制度に関するお知らせ 】

2026年4月1日から、自転車の交通違反に「青切符」が導入されます。信号無視、ながらスマホ、一時不停止などは反則金の対象です。事故の多くは交差点で発生しているため、交差点手前では一時停止を心がけましょう。

株式会社C | e wの協力を得て、同社のホームページ及び利用者が使用するアプリ（利用者約10万人）で、自転車の安全に関する情報提供を実施

③ 自転車事故に備えた保険等の加入促進等

自転車損害保険等への加入促進



自転車は法律上の車両です。
事故を起こした場合、賠償責任を伴うことがあります。
自転車を利用するすべての人の
問題です。
万が一に備えて、自転車保険に
加入しましょう。

自転車事故の賠償金は想像以上の高額に！
自転車保険加入が義務となりました。
あなたは入っていますか？

事業者・
レンタサイクル事業者は、平成29年10月1日より
自転車利用者等は、平成30年4月1日より

自転車保険義務化

自転車保険について詳しくは [京都府 自転車 検索](#)

(お問い合わせ) 義務化の内容については075-414-4367(京都府安心・安全まちづくり推進課)
保険の商品や加入方法については0120-670-022(コールセンター)→詳細は画面)

 京都府  京都府保険代理業協同組合
一般社団法人京都損害保険代理業協会

ポスター等を活用した啓発



ツアー・オブ・ジャパン2026会場での警察との啓発

全年齡層に対する自転車ヘルメット着用の促進等

【テレビ放映を活用した広報（KBS京都・おはよう！輝き世代）】



春の全国交通安全運動
スタート式での啓発（4/6）

（ゲストである笑福亭晃瓶さんの
番組内で放映）

【ヘルメット着用促進に向けたモニター事業の実施】

京都府からのお知らせ

京都府内にお住まいの方限定(条件あり)

自転車乗車用ヘルメット

条件を満たす方には、自転車乗車用ヘルメットをプレゼント!

着用モニター大募集

京都府では、未就学児を自転車に同乗させる保護者の中から下記のモニター条件に該当する方を対象に、自転車乗車用ヘルメット着用モニターを募集します。



【モニター条件(以下のすべてに該当する方)】

- 1 京都府内にお住まいの方
- 2 週に1回以上自転車を利用し、自転車用ヘルメットを所有していない方
- 3 自転車損害賠償責任保険等に加入している方
- 4 未就学児を自転車に同乗させる保護者の方
- 5 3ヶ月間、自転車乗車時は交付した自転車乗車用ヘルメットを着用できる方
- 6 アンケートの回答に協力可能な方(開始時、1か月後、2か月後、終了時の計4回)
- 7 京都府が実施する事前講習を受講できる方

【お問い合わせ先】
 京都府安心・安全まちづくり推進課
 住所:京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
 電話:075-414-4367



① モニターの方にお渡しする(使用していただく)自転車乗車用ヘルメットは、下記の商品となります。

※ カラー及びサイズはお選びいただけませんのでご了承ください。
 (ご応募の際には、自身の頭のサイズを確認してください。)
 ※ お渡しするヘルメットには、「かなえる・かなでるプロジェクト」の丸形シールが貼付されます。

【自転車乗車用ヘルメット】

株式会社オージーケーカブト製
 商品名:CANVAS-URBAN
 カラー:マツネイビー
 サイズ:M-L(57~59cm)



② 上記ヘルメットのほか「自転車用ヘルメットカギ付きホルダー」及び「自転車リアライト」もセットにてお渡しします!

【自転車用ヘルメットカギ付きホルダー】

ヘルメットの保管と盗難防止!

【自転車リアライト】

リアライトの点灯で更に安全!




【第1回: R8.5.25実施】
 佐伯幼稚園(城陽市)
 (参加者:保護者24名)



④安全利用を促進するためのその他の取組

自転車安全利用推進員への継続的な活動の支援

【自転車安全利用推進員の活動への支援】

府立洛水高校の自転車安全利用推進員が実施する
近隣小学校の下校見守り活動への支援
(配付用反射材の提供等)



自転車安全利用推進員に対する**活動用ベスト**及び
ハンドプレートの支給



自転車の交通安全対策について



京都府警察本部 交通企画課

自転車指導啓発重点地区・路線

京都府内の自転車指導啓発重点地区・路線

(※令和8年4月末現在)

43地区・37路線

(総延長距離 約135km)

自転車の広報啓発活動、交通指導取締りの重点箇所

自転車指導啓発重点地区・路線

上京警察署管内:自転車指導啓発重点路線



手配書



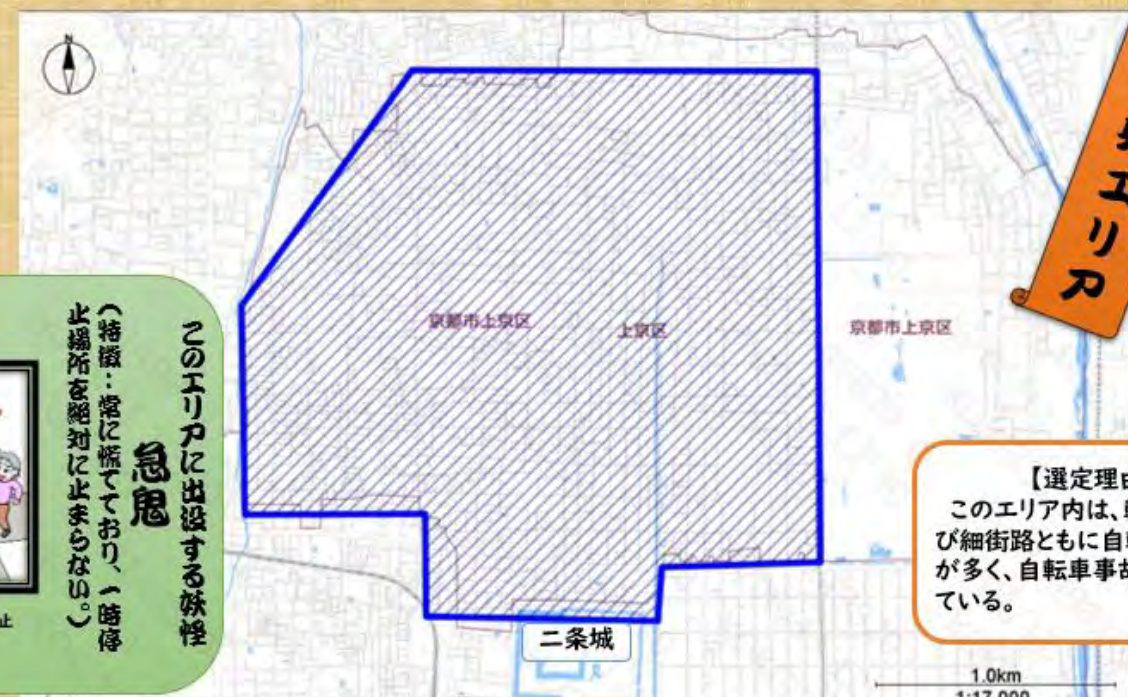
信号無視に該当します。

この路線に出張する妖怪
赤眼視車
(特徴:赤信号を絶対に守らな
い。車が来ても止まらな
い。信号機が赤でも止まら
ない。)

河原町通

府警ホームページに公表

上京警察署管内:自転車指導啓発重点地区



手配書



指定場所一時不停止
に該当します。

このエリアに出張する妖怪
青眼
(特徴:常に赤信号でおり、一時停
止場所を絶対に止まらな
い。)

大和町通

【選定理由】

このエリア内は、幹線道路及
び細街路ともに自転車利用
者が多く、自転車事故が多
発している。

1.0km
1:17,000

重点地区・路線での活動

自転車対策の三本柱

- 1 自転車の通行空間の整備
- 2 基本的な交通ルールの周知と遵守の徹底を図る交通安全教育・広報啓発の推進
- 3 交通違反に対する指導取締り

通行空間整備

自転車通行部分の指定



自転車専用通行帯



交通安全教育・広報啓発活動



街頭啓発

交通安全教室



交通指導取締り

● 違反手続の流れ ●

青切符

軽微な違反
(交通反則通告制度対象)

青切符を交付

8日以内に反則金を納付

する

手続終了

赤切符

悪質な違反
(交通反則通告制度の対象外)

赤切符を交付

※酒酔い運転
酒気帯び運転
妨害運転
携帯電話使用等
(交通の危険となる場合)

交通反則通告センター
に出頭し、反則金納付の
通告を受ける

11日以内に反則金を納付

する

しない

刑事手続へ有罪なら前科
(拘禁刑・罰金等)

交通反則通告制度

取締りに対する基本的な考え方

指導警告を原則

悪質・危険な違反行為については積極的な検挙措置

令和6年4月1日より 交通反則通告制度
自転車の違反に**青切符**が導入 

青切符(交通反則通告制度)とは…
運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に**反則金を納める**と、**刑事手続を受けない**で事件が処理される制度。

例

- 携帯電話使用等(保持) 12,000円
- 信号無視 6,000円
- 一時不停止 5,000円
- 公道の右側通行 6,000円
- 公安委員会遵守事項違反 5,000円

【対象】16歳以上113の反則行為

違反手続の流れ

```
graph TD
    A[違反手続の流れ] --> B[軽微な違反  
(交通反則通告制度対象)]
    A --> C[悪質な違反  
(交通反則通告制度対象外)]
    B --> D[青切符を交付]
    C --> E[赤切符を交付]
    D --> F{8日以内に  
反則金を納付}
    F -- する --> G[交通反則通告  
センターに出頭し、  
反則金納付の通告  
を受ける]
    F -- しない --> H[刑事手続へ  
有罪なら前科  
(拘禁刑・罰金等)]
    G --> I{11日以内に  
反則金を納付}
    I -- する --> J[手続終了]
    I -- しない --> H
```

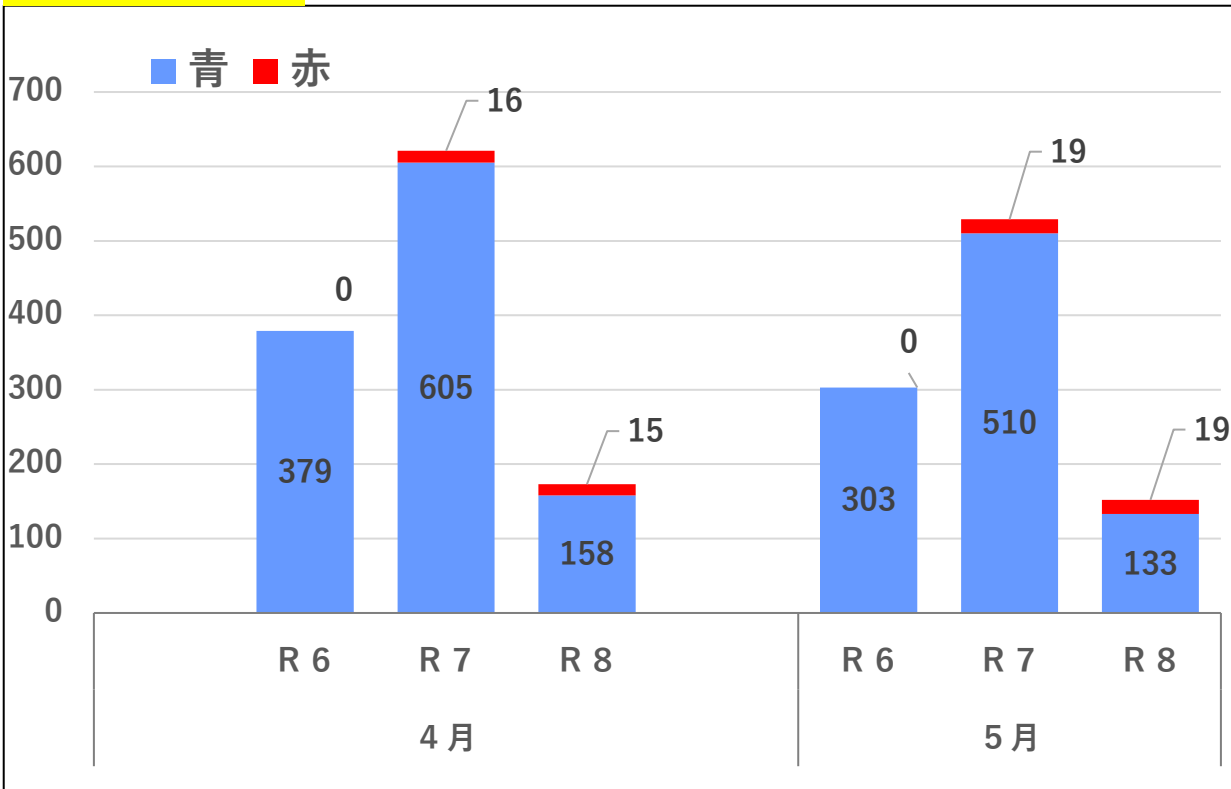
一定の危険な行為を**3年以内に2回以上**繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。

「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り**赤切符**を受け、刑事手続となります。

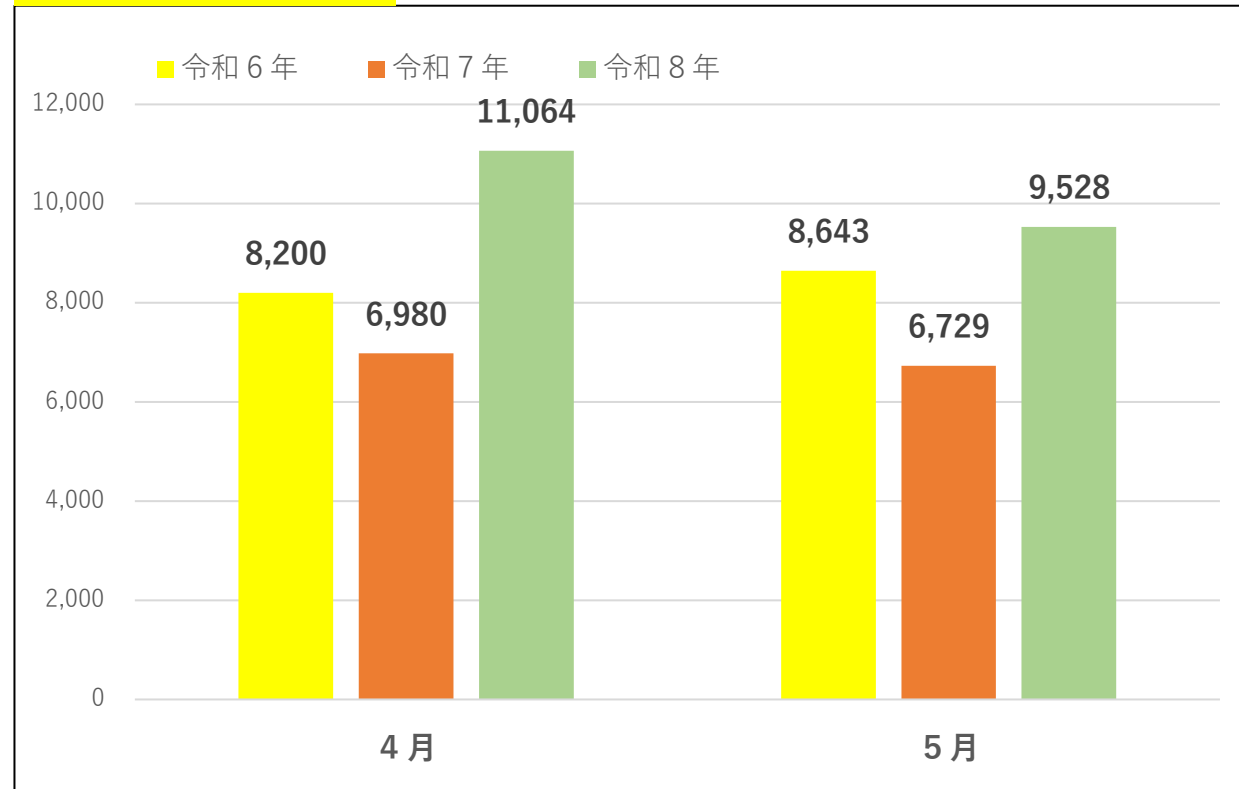
京都府警察

検挙・指導警告の状況（令和8年4月・5月）

検挙件数



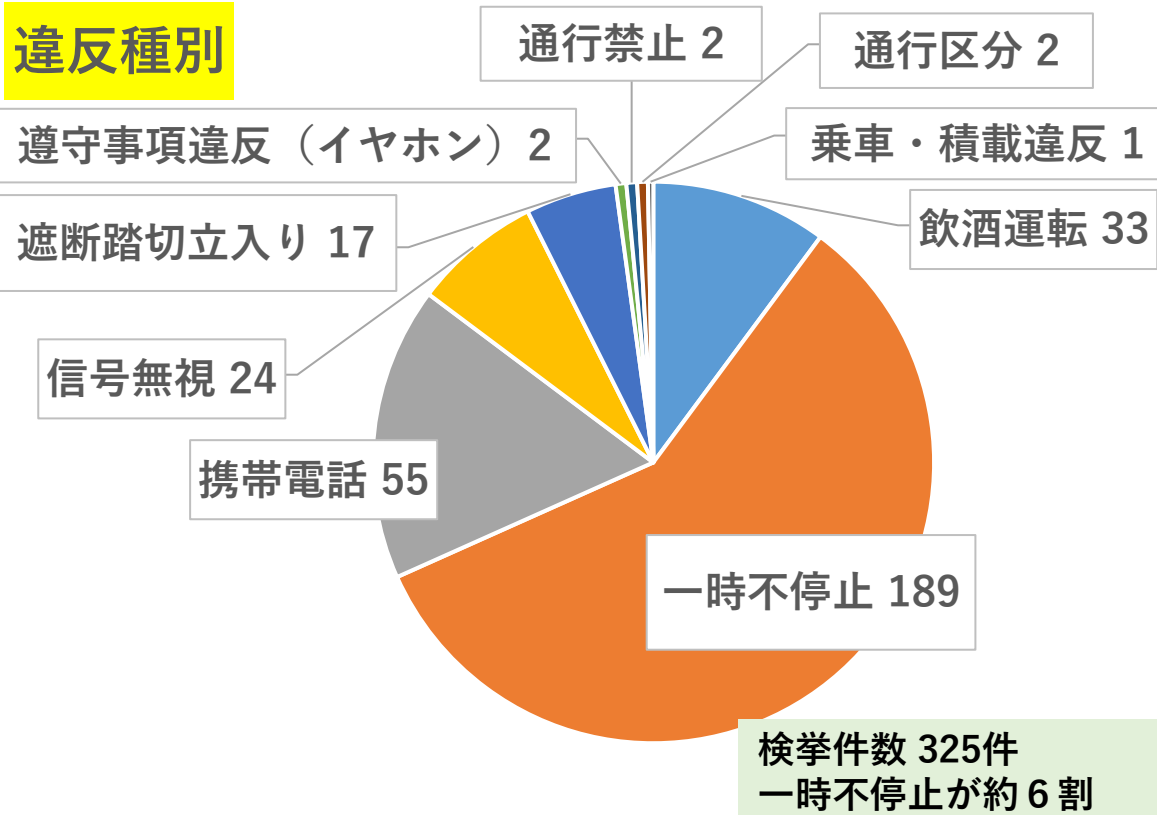
指導警告件数



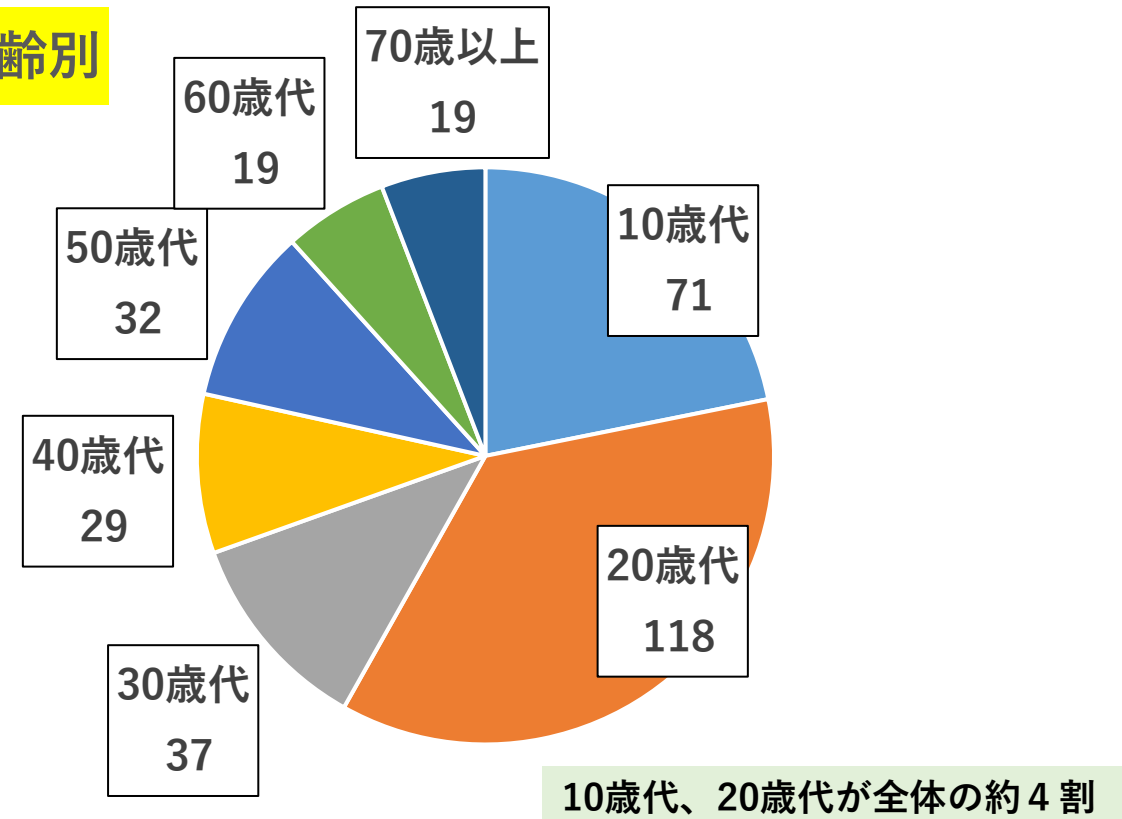
※ R6、R7の「青」は青切符相当の違反

違反種別・年齢（令和8年4月・5月）

違反種別



年齢別



高校生・大学生に対する取組

真の「へっぴんさん」

聞こえない悲鳴、
塞がれた道

**自転車
安全利用五則**
を守りましょう！

- ①車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行帯を優先
- ②交差点では進路と一時停止を待って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯

チャリダーズ アワード キョウト **Kyoto 2026**
Leaders AWARD

そこのあなたもチャリダー！ になってみませんか？

1.トラックの死角について

ながらスマホ危険!!

応募期間

令和8年5月18日(月)
▼
令和8年7月31日(金)

エントリー部門

【広報啓発活動部門】

- ・作ったポスターで啓発活動！
- ・動画を作って体育祭・文化祭などで放映！
- ・イベント会場で書道パフォーマンス！
- ・SNSで大勢の人に情報発信！ などなど♪

【調査・研究活動部門】

- ・トラック運転手さんと意見交換会をやってみる！
- ・通学路の危険箇所を調査（見て・聞いて・考える）！
- ・高校生に多い自転車の交通違反ランキングを発表！
- ・チャリナイスロード!安全な自転車走路を研究！
- ・大研究！ながらスマホが危ない理由！ などなど♪

昨年作品はこちら →

活動期間

令和8年9月30日(水)まで

活動報告締め切り

令和8年10月8日(木)まで

詳細は、京都府警察ホームページから！

応募フォームはこちら

参加賞あり

応募条件

京都府内の高校に在籍する高校生
※1チーム10人まで
※個人参加可能

表彰

- 広報啓発活動部門
最優秀賞 賞状及び副賞3万円 優秀賞 賞状及び副賞1万円
- 調査・研究活動部門
最優秀賞 賞状及び副賞3万円 優秀賞 賞状及び副賞1万円
- 全ての部門
京都府トラック協会長賞 賞状及び副賞3万円

主催：京都府警察 協賛：一般社団法人京都府トラック協会
後援：京都府教育委員会・京都市教育委員会

学生対象！
自転車安全利用プロモーター大募集！

自転車安全利用プロモーターとは

自転車乗車用ヘルメットを着用しての模範走行や、京都府警察と連携した広報啓発活動・安全教育を通して周囲の学生や地域住民の模範となる取組を行います。

募集概要

- ◎ 対象者
自転車の安全利用を通じた社会貢献を希望する京都府内の学校に在籍する学生（中学生、高校生、大学生、専門学生）
- ◎ 活動期間
在籍する学校を卒業するまでの間

1人でも生徒会や部活単位でも可

活動内容(例)

- ・自転車通学者への交通安全広報啓発活動
- ・警察官やボランティアと協働した交通安全活動
- ・自転車用ヘルメットを着用し模範走行で通学

現在、府内18校の学生が活動中です!!
[令和8年3月末現在]

自転車利用者への広報内容(例)

- ・自転車乗車時はヘルメット着用についての広報
ヘルメットを正しく装着し、あご紐は緩みがないようにしっかり締めましょう。転倒時の衝撃から頭を守る大切なものです。
- ・夜間のライト点灯についての広報
車のドライバーから自転車がよく見えるように早めのライト点灯を心がけましょう。反射材だけでなく、ライトを活用して自分の存在を周りに知らせることで、更に交通事故防止につながります。

ほかにも「自転車安全利用五則」などを活用した効果的な啓発活動を！

申込み、問合せは学校の住所地を管轄する警察署交通課まで

京都府警察

おわりに

自転車取締小隊 (B e - U n i t)



(案)

令和8年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

安心・安全な暮らしに関する特別委員長 岡 本 和 徳

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

令和8年5月15日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

安心・安全な暮らしに関する特別委員長 宮下 友紀子

安心・安全な暮らしに関する特別委員会中間報告書

京都府議会議事規則第46条第2項の規定により、令和7年5月府議会臨時会閉会後から現在に至るまで、本委員会が調査及び研究してきた状況について、別紙のとおり中間報告いたします。

(別紙)

安心・安全な暮らしに関する特別委員会中間報告書

1 本委員会の設置目的

自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。

2 本委員会の活動状況

(1) 委員会の開催について

- 令和7年6月10日、第6委員会室において、関係理事者から所管事項に係る事務事業概要について説明を聴取した。また、今期の委員会運営方針について協議を行った。
- 令和7年6月26日、第6委員会室において、「危機事象が発生した際の要配慮者への支援について」をテーマに、関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取し、これに対する質疑を行った。また、今後の調査・研究テーマについて委員間討議を行った。
- 令和7年9月29日、第6委員会室において、一般社団法人フードシステム研究所・京都 代表理事 新山 陽子 氏を参考人として招致し、「食料安全保障強化の取組について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から、食料の安定供給やその課題について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和7年12月15日、第6委員会室において、長岡京市建設交通部交通政策課 課長 坂出 謙三 氏を参考人として招致し、「高齢者の運転免許証の返納と移動手段の確保について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から、長岡京市における高齢者の運転免許証の返納支援や公共交通機関の利用促進に係る取組について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑を行った。
- 令和8年3月10日、第6委員会室において、京都大学大学院経営管理研究部（大学院工学研究科兼任）教授 市川 温 氏を参考人として招致し、「大雨・洪水対策に係るインフラ整備と流域治水の取組について」をテーマに委員会を開催した。関係理事者から本府における取組状況の説明を聴取した後、当該参考人から、流域治水や水災害対策について説明及び意見を聴取し、これに対する質疑

を行った。

- 令和8年5月15日、第6委員会室において、中間報告に係る協議を行った。
最後に、今期1年間の委員会活動に係る所感、要望等の意見開陳を行った。

(2) 管外調査の実施について

以下の取組について調査を行った。

- 調査日：令和7年8月26日

調査先：埼玉県議会〔於：埼玉県危機管理防災センター〕（埼玉県さいたま市）

調査事項：埼玉版FEMA及び埼玉県の危機管理防災の取組について

埼玉県は、災害時に円滑な応急・復旧活動を実施するため、団体・事業者との応援協定の締結や、国・他県との連携による受援体制の構築に取り組んでいる。また、消防や警察、DMATなどの防災関係機関が連携して救助・消火・救急活動を行うほか、帰宅困難者対策や避難計画の策定、物資供給体制の整備も推進しているところであり、これらの取組を支える施設として、平成23年3月に埼玉県危機管理防災センターを整備した。大規模災害時には迅速かつ的確な対応を可能とする拠点機能を有している。

近年では、令和7年八潮市道路陥没事故や令和元年東日本台風への対応に加え、令和6年能登半島地震において職員を派遣するなど、緊急時の現場での対応を重ねてきた。これらの経験を今後の災害対応に的確に反映させ、実効性の更なる向上を目指している。

特に、県では、アメリカの連邦緊急事態管理庁（FEMA）の取組から着想を得た「埼玉版FEMA」と呼ばれる訓練に力を入れている。実働部隊をほとんど持たない県において、平時から繰り返し訓練を実施することにより、関係機関同士の強固な連携を推進し、県全体の危機・災害対応力の強化を図っている。

今後も、専門的な能力を有する様々な官民の機関と強固に連携し、様々な想定の下で訓練を繰り返し、精度を向上させることで県の災害対応力を強化していきたいとのことであった。

- 調査日：令和7年8月26日

調査先：NPO法人減災教育普及協会、日本大学危機管理学部

〔於：日本大学三軒茶屋キャンパス〕（東京都世田谷区）

調査事項：減災教育の取組について

NPO法人減災教育普及協会は、地震災害のような突発的な災害であっても主体的に「命を守る対策」を取れることを目指し、各種機関の管理者や責任者に向けて啓発や教育を行うなど、減災教育に取り組んでいる。

保育者や教師は正しい防災教育を学ぶ機会が少なく、従来では基本とされてきたが現在の状況では誤った避難方法を指導していることが見受けられることから、同協会は、より効果的な避難方法が身につく訓練にアップデートするため、「避難訓練2.0」を掲げ、全国各地で教育機関や企業、病院等に対して減災に関するセミナーを実施している。

同協会は、日本大学危機管理学部、神奈川歯科大学、一般社団法人AR防災と連携し、従来の避難訓練を根本から変革する包括的プロジェクトを令和7年1月から開始。同協会が開発した地震体験マット「YURETA」や避難訓練に特化した紙芝居「がたぐら」など、災害の実態に合わせたツールを活用し、日本大学附属施設をモデルに、避難訓練法や指導方法の教育効果についてのエビデンスを継続的に蓄積。また、指導者向けの指導マニュアルなども併せて整備し、学生や生徒を指導者として育成する取組を通して、大学と地域、中学・高等学校と保育園・幼稚園・小学校といった学びの地域内循環の構築を目指している。

令和7年の下半期には、「避難訓練2.0推進パートナーシップ」を立ち上げ、各自自治体の地域防災計画を軸に、産学官民が連携して地域全体の減災力を高める取組を推進していきたいとのことであった。

○調査日：令和7年8月27日

調査先：株式会社ノビシロ〔於：ノビシロハウス亀井野〕（神奈川県藤沢市）

調査事項：多世代交流型居場所づくりについて

株式会社ノビシロは、高齢者も安心して最期まで暮らせる賃貸住宅「ノビシロハウス」を企画、運営する不動産会社であり、空間デザインや店舗プロデュースを行う株式会社BAKERUの子会社として令和元年に設立された。また、同年に神奈川県藤沢市に「ノビシロハウス」1号棟（ノビシロハウス亀井野）を開設し運営している。

ノビシロハウス亀井野は、多世代が共に暮らし、支え合うコミュニティ型集合住宅であり、孤立対策として、若者入居者がソーシャルワーカーとして高齢者に声掛けを行うことで家賃が半額になる制度を導入している。また、月に1回、併設のカフェで入居者や地域住民との交流を目的としたお茶会を開催するなど、コミュニティ形成を促進し、安心して暮らせる住環境を提供している。入居前には入居希望者本人がお茶会に参加することを入居条件とするほか、若者入居者と同社がミーティングを行い相談の機会を設けたりすることで、入居後のミスマッチやトラブルを防いでいる。

さらに、建物内には在宅看護センター及び在宅訪問診療を行うクリニックが入居しており、定期的に健康・医療・介護に関する相談会を開催することで、地域の医療・福祉の窓口としての機能も果たしている。居住空間はバリアフリー設計

が施されているほか、人感センサーが搭載されており、見守りIoT機能を活用することで入居者の安全を確保し、孤独死の防止にも寄与している。

現在、新たに2号棟を東京都東久留米市に開発する計画を立てており、全国各地にノビシロハウスのような多世代交流型コミュニティハウスを展開していきたいとのことであった。

○調査日：令和7年8月27日

調査先：独立行政法人国民生活センター東京事務所（東京都港区）

調査事項：国民生活センターにおける消費者安全の取組について

独立行政法人国民生活センターは、昭和45年に特殊法人として設立され、平成15年に独立行政法人へ移行した機関である。消費者基本法に基づき、国や全国の消費生活センターと連携し、消費者問題に取り組む中核的な実施機関としての役割を担っている。

同センターでは、消費者が安全かつ安心して生活できる社会を実現するため、主に、消費生活に関する情報の収集・分析・提供を実施している。PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じて全国の相談情報を集約し、消費者被害の未然防止や制度改善に活用している。また、出版物やSNSなどを通じて消費者への注意喚起や啓発等の広報活動を積極的に行っている。

そのほか、消費生活センター等からの相談支援や、消費者ホットライン（188）のバックアップ相談の実施、商品に関する苦情解決や注意喚起のための検査を行い、必要に応じて規格・基準の改正を提言している。さらに、裁判外紛争解決手続（ADR）を通じて、重要消費者紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

また、消費生活相談員や行政職員を対象にした研修を実施し、国家資格である「消費生活相談員資格試験」の登録試験機関としても機能している。

これらの業務は相互に補完し合いながら一体的に運営されており、消費者行政の司令塔としての機能を発揮している。

消費者問題の多様化や消費生活相談員の不足等の課題がある中で、行政機関や事業者団体と連携を図り、消費者問題を解決していきたいとのことであった。

3 本委員会の所管に係る主な動き

- 令和7年6月、内閣府は、災害対策を強化するため、国の支援体制の強化や福祉的支援等の充実、インフラ復旧・復興の迅速化などを図る「災害対策基本法等の一部を改正する法律」を公布し、同年7月1日付で全面施行した。
- 令和7年5月、京都府は、南海トラフ地震及び直下型地震の発生の可能性が高まる中、これまでの災害からの教訓を踏まえ、ハード・ソフト一体的な地震防災対策により災害に強い京都を実現し、府民の生命と生活を守るため、令和7年度から令

和16年度までを計画期間とする「第四次京都府戦略的地震防災対策指針」及びその5箇年の実施計画である「第四次京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定した。

- 令和7年12月、京都府と京都市は、新興感染症対策に当たる常設の組織として、都道府県と政令市で構成する全国初の地方版CDCとなる「京都版CDC（京都感染症予防管理センター）」を、令和8年10月に共同で創設することで合意した。
- 令和7年11月、京都府は、大規模自然災害等から速やかに復旧・復興ができる強い安心・安全な京都府づくりを進めるため、「京都府国土強靱化地域計画」を改定した。
- 令和8年3月、政府において、災害対応の司令塔となる防災庁の設置に係る「防災庁設置法案」及び「防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」が閣議決定された。

4 残された主な課題

本委員会の設置目的に掲げられた諸課題について、調査及び研究を進めた結果、なお引き続き調査及び研究を要する次のような課題が残されていると考える。

- 想定を超える災害が頻発する中、風水害や地震などの大規模災害に加え、感染症のまん延による複合災害等、あらゆる危機事象に適時的確に対応するための危機管理体制とハード・ソフト両面の基盤の整備・強化
- 危機事象が発生した際の高齢者等要配慮者に対応する体制づくり
- 人口減少社会における、新しい技術の活用も視野に入れた安心・安全な社会を実現するための取組
- サイバー犯罪や特殊詐欺から府民を守るための取組
- 食料安全保障のための取組

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 活動状況 <付録>

(令和7年5月～令和8年5月)

年月日	区分	主 な 内 容
7. 5. 23	委 員 会	1 委員長の選任 2 副委員長の選任 3 副委員長の順位
6. 10	正副委員長会	1 出席要求理事者 2 確認事項 3 本日の委員会運営
6. 10	委 員 会	1 出席要求理事者 2 確認事項 3 所管事項に係る事務事業概要 4 今期の委員会運営方針 5 今後の委員会運営
6. 17	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
6. 26	委 員 会	1 所管事項の調査 「危機事象が発生した際の要配慮者への支援について」 2 委員間討議 「今後の調査・研究テーマについて」 3 閉会中の継続審査及び調査 4 今後の委員会運営
8. 26 ～27	管 外 調 査	▷ 埼玉県議会〔於：埼玉県危機管理防災センター〕 ▷ NPO法人減災教育普及協会、日本大学危機管理学部 〔於：日本大学三軒茶屋キャンパス〕 ▷ 株式会社ノビシロ〔於：ノビシロハウス亀井野〕 ▷ 独立行政法人国民生活センター東京事務所
9. 18	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
9. 29	委 員 会	1 所管事項の調査 「食料安全保障強化の取組について」 参考人：一般社団法人フードシステム研究所・京都 代表理事 新山 陽子 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
12. 5	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営
12. 15	委 員 会	1 所管事項の調査 「高齢者の運転免許証の返納と移動手段の確保について」 参考人：長岡京市建設交通部交通政策課 課長 坂出 謙三 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
8. 3. 9	正副委員長会	1 定例会中の委員会運営 2 今後の委員会運営

年月日	区分	主な内容
8. 3.10	委員会	1 所管事項の調査 「大雨・洪水対策に係るインフラ整備と流域治水の取組について」 参考人：京都大学大学院経営管理研究部 （大学院工学研究科兼任） 教授 市川 温 氏 2 閉会中の継続審査及び調査 3 今後の委員会運営
5.15	正副委員長会	1 臨時会中の委員会運営
5.15	委員会	1 中間報告 2 委員会活動のまとめ

委員会 7回
 正副委員長会 6回

管外調査 1回（2日）

令和7年5月臨時会 委員会活動のまとめ

○池田輝彦委員

よろしくお願いいたします。

この1年、宮下委員長、小巻・田中健志両副委員長をはじめ、委員の皆様、理事者並びに事務局の皆様には大変お世話になり、ありがとうございました。

本委員会に所属していたこの1年では、全国で多発する災害への対応についてや、京都府が直面している様々な課題から府民の生命・財産を守り、安心・安全な暮らしを守る取組をどのように進めていくのかとの課題に向き合う、学びの1年となりました。

私は、防災対策については特に強く危機感を持っております。京都府の過去の災害や全国の近年の災害について、報道に触れるたびに常日頃からの備えや最新の防災対策や避難所の整備について「やり過ぎはない」のではないかと感じております。特に避難所の整備や災害備蓄については、今以上の準備と備えが必要と思います。全国で進むトイレカーやトイレトレーラーなどの備えについてなど、さらなる取組が進むことを要望いたします。

災害時には災害弱者と言われる方々についての対応が課題となります。高齢者や障害のある方、乳幼児や幼い子ども、観光都市・京都としましては旅行中の外国人への対応も求められます。避難所や安全な場所に自力で移動できる方は一時的には安全ではありますが、医療的ケアが必要な方については、非常時にどう対応するのかは、周囲の協力や行政の関わり方など、平時から備えていかなければなりません。多くの当事者から災害時への不安のお声をお聞きしております。対応の遅れが生命維持の危機に直結する方々ですので、具体的なマニュアルの作成などへの支援が特に充実することを要望いたします。

管外調査におきましては、非常に学びの多い調査となりました。本委員会の管外調査で訪れた国民生活センターについては、これまでその名称はよく聞いていたものの、どのような仕事をしていて、私たち国民がこのセンターをどう利用していけばよいのかなど、初めて知ることができ、大変に興味深い調査となりました。府民の皆様がこのようなセンターの内容を深く理解し、困った場合に利用できるよう、広く周知すべきものであると感じました。

そのほかにも府民の安心・安全を守るために取り組むべき多くの課題があることを感じております。これからもさらなる課題の解決に取り組み、住みよい、住んで安心した京都府へと選んでいただけるよう、微力ではありますが、取り組んでいくことをお誓い申し上げて、私のまとめといたします。

1年間大変お世話になり、ありがとうございました。

○田中志歩委員

よろしくお願いいたします。

この1年間、宮下委員長、小巻副委員長、田中健志副委員長、各委員の皆様、そして

理事者・事務局の皆様におかれましては、委員会運営におきまして多大なる御尽力を賜りましたこと、心より御礼を申し上げます。

本委員会のまとめとしまして、大規模災害の備え、食料安全保障、そして高齢者の移動支援など、府民の生活・生命を守るための幅広い課題について本府の所管課の皆様や専門的知見を持たれる参考人の皆様から貴重なお話を伺い、多くの学びを得ることができました。

とりわけ高齢者の移動支援については、長岡京市の坂出課長より、運転免許証の自主返納支援事業の先進的な取組について学ばせていただきました。取組の中でバスからタクシーへの乗換支援もされており、世代を問わず、それぞれの身体の状況や生活の実態に寄り添った、現実的な移動手段の確保に確実につながっていることを学ばせていただきました。また、その側面だけでなく、地域のタクシー事業者さんの活性化や担い手の確保という面にもつながっており、多角的な効果を持つ取組であると学んでおります。

私の好きな言葉で「習慣は自己改善の福利である」という言葉がございます。健康なうちから歩く習慣を育むこと、そして健康を支えるためのモビリティーマネジメントの視点を取り入れることが非常に重要なんだなというふうに感じました。本府におきましても、建設交通分野だけでなく、健康福祉との連携強化も今後より一層進めていただきまして、府民の生活の足を守る施策についても引き続き御尽力いただければと思っております。

そして、食料安全保障については、京都大学の名誉教授（一般社団法人フードシステム研究所・京都の南山代表理事）より、不足時だけでなく、平時から国民お一人お一人の食品アクセスを守ることの重要性について学ばせていただきました。現在、資材価格の高騰や供給の不安定化が続く中で、フランスの事例にもあるような、生産コストを適切に反映できる公正な価格形成というような仕組みづくりも大変示唆に富むものでございました。「必要なのは消費者の理解醸成」というところも一つの視点にはなるかと思いますが、生産者と消費者の双方が支え合えるような、持続可能な食料・商品のシステムについて私自身も引き続き学びを深めていきたいと感じております。

そして、水害対策については、気候変動時代における予測主義という観点からの転換と流域治水の重要性について御教授をいただきました。近年の突発的な豪雨災害を踏まえると、これまでの過去の実績を前提としたハード整備だけでは限界があり、今後は、将来予測を踏まえながら、行政、企業、そして地域の住民の皆様とともに流域に関わるあらゆる主体として協働をして、氾濫を許容するような仕組み・備えや被害を減らす工夫を府民全員で考えていかなければならない、そのような必要性を強く感じたところでございます。

そして、管内外の視察も実施いたしました。出席できたのは神奈川県のアビシロハウスでございますけれども、こちらは学生や若い世代の方々が御高齢の方を見守りながら共同生活を行い、そして若い世代の方には家賃の一定の支援も受けられるという両者が支え合えるような多世代交流型の居場所づくりを視察させていただきました。孤立・孤独の防止や地域コミュニティの再生が本府でも大きな課題となる中で、支える側と支えられる側の一方向で分けるのではなくて、お互いが自然に支え合えるというような新しい自然な地域モデルとして大変学びの多い取組でございました。事務局の皆様におかれましては、視察先の御調整なども含めて大変お世話になり、ありがとうございました。

結びに、安心・安全な京都の実現には、道路や河川、防災施設などのハード整備だけでなく、参考人の皆様から学ばせていただいたような知恵や工夫を生かしたソフト面の仕組みがこれからより一層重要になっていくと改めて感じております。私自身もこの1年間の学びを府民の皆様が将来にわたって安心して京都に住み続けられる京都づくりの一助となれるようにしっかりと勉強を進めて取り組んでいきたいと決意を述べさせていただきます。

ありがとうございました。

○梶原英樹委員

よろしく願いいたします。

宮下委員長、小巻副委員長、田中健志副委員長をはじめ、各委員の先生方、また理事者の皆様、そして事務局の皆様におかれましては、1年間大変お世話になりましたことを心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

本年度、安心・安全な暮らしの特別委員会の委員として改めて府民の命と暮らしを守る施策の重みを実感させていただきました。自然災害や感染症、犯罪、そして少子・高齢化問題など、安心・安全に関わる課題は年々複雑化しており、行政施策の枠を超えた総合的な視点が必要と考えながら、学びの多い1年でもありました。

印象的だったことを2つ申し上げたいと思います。

1つ目は、3月の委員会で京都大学大学院・市川教授や理事者の方から流域治水について専門的な御意見を伺ったことです。インフラ整備だけでなく、流域全体で水害リスクを分かち合う流域治水の考え方は地域の協働による新しい防災の方向性を示すものであり、気候変動の進行を踏まえた上で将来の備えとして非常に重要であると思いました。

その中で私は、府民が身近な形で貯水に取り組むことの意義をずっと考えながらお話を伺っておりました。ちょっと幼稚かなと思って質問できなかったんですけども、考えていたことは、例えば子ども用のプールとか、いっぱいバケツをベランダとか庭に並べて雨水をためることも小さな行動が大きな流域治水につながるんじゃないかと思いながら聞いていたんですけども、委員会終了後に教授と理事者の方にその思いを伝えたところ、その心意気こそが流域治水の基本であり、子どもたちの学びにもなり、大きな効果にもつながるということを共感していただきまして、心に残る言葉を市川教授と理事者の方からいただいたのも印象的だったうちの一つです。

2つ目の印象的だったことは、8月26日の視察で日本大学危機管理学部とNPO法人減災教育普及協会で行った減災教育の取組でした。地震のときにはダンゴムシポーズをする方が多いと思いますが、今回の視察を通じて、自ら命を守る行動を取る力、判断をする力を育てる教育の重要性を強く感じました。特に、管理者や責任者への防災教育を通じて組織全体の防災意識を高める取組が印象に残りました。知識の普及にとどまらず、実際の行動へつなげる工夫が随所に見られ、非常に実践的だと感じました。今年の9月議会の一般質問でも要望させていただきましたが、主体的に考え、行動する力を身につける訓練で得た知識や経験をいざというときに生かすことができる教育が今こそ必要ではないかと思えます。

結びに、防災・減災の取組は、ハード整備だけでなく、人と人とが分かち合う・支え合う地域の絆づくりが大事だと思います。今の時代は、人と人との関わりが希薄になり

がちです。そのような時代だからこそ、互いに思いやり、府民が一致団結して取り組む防災活動の価値がより高まるのではないのでしょうか。大きな施設整備だけでなく、家庭や地域コミュニティ単位での防災意識向上、人づくりへの投資を進めることも本府にとって強い災害づくりの土台になると思います。次年度へ残された課題の引継ぎとして、人のつながり、思いやりを軸にした防災・減災の推進を位置づけ、府民が協力し合う強い地域社会づくりを一層進めていただきますよう、御期待申し上げます。

また、同志社国際高校の辺野古沖転覆事故、北越高校の磐越道におけるマイクロバスの事故において若者の命が亡くなる痛ましい事故が続いております。安全管理体制の空洞化が大きな問題であります。ヒューマンエラーの向き合い方、社会全体が守りやすいルール整備、安全に対する予算の考え方、教育の本質なども考えながら、広く所管がわたるところではありますけれども、若者の命が奪われないための取組も令和8年度に実施していただきますようお願いを申し上げて、1年間の振り返りとさせていただきます。

ありがとうございました。

○中島武文委員

この1年間、宮下委員長、小巻副委員長、田中健志副委員長をはじめ、委員の皆様、そして理事者の皆様、事務局の皆様には大変お世話になりましたことをこの場をお借りをしていただきましてお礼を申し上げます。大変充実した調査ができたなというふうに思っております。運営いただいた委員長、副委員長には心から感謝を申し上げます。

まず管外調査についてであります。NPO法人減災教育普及協会及び日本大学危機管理学部では実践的な避難訓練について学ばせていただきました。特にダンゴムシのポーズを実際に体験したことは非常に印象的であったなと思っております。なぜその姿勢をするのか、この場所は安全かなど、避難訓練について主体的に、そして具体的に考えられたことは大変勉強になったと感じております。単なる知識として学ぶだけではなく、体を使って体験することで防災意識が大きく高まる貴重な機会となりました。

そして、昨年12月には、その際に講師としてお世話になった江夏先生を与謝野町の防災団体の方々が招きになり、改めて私の地元・与謝野町で江夏先生の講演をお聞きする機会をいただきました。その会場には親子で参加される姿も見られ、子どもたちが実際に体を動かしながら避難方法を学ぶ様子から、防災教育は家庭や地域全体でも取り組む必要が重要であるなというふうに感じました。災害はいつ発生するか分からないからこそ、日頃から自分の命を守る行動を地域ぐるみで学び続ける必要があるのではないかなと思います。

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中で、防災教育の重要性はますます高まっています。特に、子どもの頃から実践型・体験型の防災教育に触れることで将来の地域防災力の向上にもつながるものと考えます。京都府におかれましては、学校現場や地域コミュニティにおいて実践的な避難訓練や体験型防災教育をさらに推進をしていただくとともに、専門家や民間団体とも連携をしながら、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる防災学習の充実を図っていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いたします。

いずれにいたしましても、この1年間の委員会活動の中で大変大きな学びがございま

した。この1年間の学びを生かしながら府政の発展に寄与できるよう引き続き頑張っていきたいと思いますので、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。私からの1年のまとめとさせていただきます。

ありがとうございました。

○畑本久仁枝委員

1年間ありがとうございました。私も、1年間の活動を振り返り、まとめと感想を申し上げます。

まず、宮下委員長、小巻副委員長、田中健志副委員長をはじめ、各委員の皆様、そして理事者の皆様、議会事務局の皆様には本当にお世話になり、ありがとうございました。

本年度、安心・安全な暮らしに関する特別委員会において、私は、府民の命と日々の暮らしをどう守るかという視点で、この1年間、委員を務めさせていただきました。本年度の調査を通じて改めて感じましたのは、安心・安全とは、災害時だけの問題ではなく、日々の暮らしそのものを支える基盤であるということです。

参考人招致においては、危機事象発生時の要配慮者支援について。災害時には、高齢者、障害者の方、そして医療的ケアが必要な方など、支援を必要とする方ほど厳しい状況に置かれます。制度や計画をつくるだけでは十分ではなく、実際に誰がどのように支援するのか、平時から地域で顔の見える関係を築いていくことが極めて重要だと感じました。

次に食料安全保障の強化ですが、参考人から「食料供給は決して当たり前ではない」という現実を学びました。国際情勢や気候変動の影響を受ける中で、食は命を支える根幹です。地域農業を守り、地産地消を進め、安定した供給体制を築くことは安心・安全な暮らしそのものにつながると強く感じております。

また、高齢者の運転免許返納に伴う移動手段の確保も重要な課題でございます。事故防止の観点から返納を進める一方で、移動手段を失えば、買物や通院、社会参加の機会まで失われかねません。私の地元・西京区の一部でも、坂道が多く、移動に課題のある地域では、地域の実情に応じた移動支援策が必要だと痛感いたしました。

さらに大雨・洪水対策については、近年の豪雨災害が従来 of 想定を超えていることを踏まえ、河川整備だけでなく、流域全体で水を受け止める総合的な治水対策の重要性を学ばせていただきました。災害から命を守るには、行政だけでなく、地域全体で備える視点が重要だと思っております。

また、管内外調査では、防災拠点整備や危機管理、防災教育、多世代交流による地域づくりなど、先進的な取組を学ぶ機会を得ました。現場を見ることで多くの気づきと課題認識を得ることができ、今後の委員会活動に生かしていきたいと考えております。

最後に、この1年を通して強く感じたのは、安心・安全は制度だけで実現するものではなく、人と地域のつながりの中で築かれるものだということです。西京区選出の議員といたしましては、西京区の現場の声を府政にしっかり届け、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりに全力で取り組むことを改めて決意した次第でございます。

以上、私の1年間のまとめといたします。本当にお世話になり、ありがとうございました。

○浜田良之委員

まず、理事者の皆さん、正副委員長並びに各委員の皆さん、そして事務局の皆さん、1年間、本当にありがとうございました。

6月の委員会では、災害時の要配慮者支援と避難所の運営について議論いたしました。災害時の支援のための職員の派遣について、人手不足で現場には余裕がない下でも災害時だからどうしても緊急にということで派遣をしているわけなので、やっぱり人手不足そのものを解決するということがとりわけ医療や教育、介護の現場で本当に必要だということを要望いたしました。

避難所の運営については、台湾やイタリアなどの避難所の運営の先進的な経験に学んで、「TKB48」と言われるトイレ・キッチン・ベッド、これらを48時間以内にそろえることがどうしても必要だということも指摘をさせていただきました。また、避難所に使われる学校体育館にできるだけ早期にエアコンを設置することも要望いたしました。

9月の委員会では、食料安全保障の強化の取組について議論いたしました。食料の安定供給を考えますと、日本は食料自給率が38%にまで下がっているということで、食料自給率を抜本的に引き上げることそのものが国の基本法でも明記をされていたわけですが、改正基本法ではトーンダウンをしているのではないかとということを指摘をいたしました。

また、例えば私の地元の京都市の北区でいいますと、西賀茂とか柘野とか、北部のほうの地域で農地が住宅地にどんどん変わっていて、ほとんど農地がなくなってきている状況になっていますが、そういうところで地域計画をつくれと言われても、本当にどうするのかという状況になっていることも指摘をいたしました。

12月議会では、高齢者の運転免許証返納と移動手段の確保について議論しました。65歳を超えても仕事をせざるを得ない下で、仕事上どうしても車を運転しなければならないので車がなければ仕事もできないというのが現状です。もし免許を返納したとしたら、それに代わる交通手段がしっかり確保される必要があることを指摘いたしました。京都市内では車に乗らなくてもバスで移動するということがあるわけですが、今、オーバーツーリズムで、地元の住民がバスにも乗れない。結局タクシーを呼ぶしかないけれども、実際にはなかなかタクシーも来ないという状況になっております。やはり免許返納に当たって代替の交通手段をしっかり確保すると、このことは行政の役割としても必要だということを指摘いたしました。

最後、2月議会では大雨・洪水対策に関するインフラ整備と流域治水の取組について議論いたしました。

参考人の方から行政の担当者や技術職員が減っているという指摘があったので、京都府では土木事務所の統廃合などによって技術職員はどうなっているのかということ資料請求しましたが、その後、技術職員がやっぱり減っているということも分かりました。

舞鶴市などが洪水対策として宅地のかさ上げへの補助を行っていましたが、京都府としてもこれらを支援することも要望いたしました。

以上で1年間の委員会活動のまとめとしたいと思います。どうもありがとうございました。

○迫祐仁委員

理事者の皆さん、宮下委員長、小巻・田中健志両副委員長並びに各委員の皆さん、事務局の皆さん、1年間ありがとうございました。

私、「危機事象が発生した際の要配慮者への支援について」ということで6月にそのお話を聞いて、その後、地元・上京区の各学区の防災訓練などに参加をして避難されてきた方々が、避難所での避難生活により、容体の悪化による二次被害によって助かった命が避難生活において失われる災害関連死などの課題への対応がいろいろな角度から前進をしてきていることを確認することができました。例えば、簡易トイレの設置数とか段ボールベッドなどの数もしっかりと増えてきているのは確認したところであります。しかし、避難される方々が小中学校等に全員来られることはできないんですね。だから、そういう点で、そのときに要配慮者がどこに避難するのかということも地域で相談しておくことが大事だなと改めて思ったところです。

また、平時の要配慮者の方々の把握の関係で、地域福祉推進課長さんが、市町村で、災害対策等の基本法の中で、1人では避難できない方などの支援、避難行動要配慮者名簿が義務づけられており、その名簿が各市町村でできているけれども、その名簿によって個別避難計画までつくっていくとされていると話されていました。その名簿をどこまで共有するのかということでお話があって、進んでいないところについては今後もその有用性というのを話しながら進めていきたいというふうに考えているとおっしゃっていましたが、実際に学区のいろんな方に聞いていきましたが「それは自分らは知らない」という方もいらっしゃいます。だから、そういう点で、町内に住んでおられる方でも、例えば町内会に入っていない方々もこの間増えてきているとか、マンションに住んでおられる方などとは会話もなかなかできていないと。そういう中で、そういう方たちとも常日頃から付き合いをしていくことが大事なことだなということを改めて思ったところです。

他の委員の方もおっしゃっていましたが、避難所に使われる小中学校の体育館のエアコンの設置というのは早急にということが求められていると思ったところです。

それと高齢者の運転免許の返納についてですけれども、よく考えますと、私自身も前期高齢者に入っていて、運転免許の返納とか、そういうことも考えなければならないのだなと改めて思ったところです。返納したらどう行動するのかということで、交通手段はどうするかと。日頃やったら自転車とかバスとかタクシーなどを考えますけれども、体調の問題とか、雨が降ってきたときにどうするかとか、料金はどうするのかなどと、住んでいるところによってそれぞれ違ってくるなということを改めて思いました。

その中で、長岡京市が既存の公共交通の維持・確保に取り組むことを認識していると話されて、地域課題や地域資源はどのようなものがあるのかをしっかりと把握して取り組まれているとお話をされました。その資源が少ない過疎地域などはどう対処するのかということでも、京都府と一緒に考えて与謝野町や京丹後市でのデマンド交通の導入が進んでいるということを知っていて、これは大事なことだなと思ったところです。

そこで、私、昨年2月3日に過疎化の進んでいます徳島県の上勝町で実施されている有償ボランティア輸送事業の話も聞いてきたんですけれども、住民の皆さんの移動手段を確保するということはほんまに大変重要なことだと思ったところです。

そういう点で、各市町村などからそういう相談があったら、やっぱり京都府のほうの

支援をしっかりとやってほしい、このことをお願いしたいなというふうに思いました。

そういう中でこの1年間学ばせていただきまして、本当にありがとうございました。1年間、本当にお世話になりました。

○石田宗久委員

宮下委員長、小巻・田中健志両副委員長をはじめ、委員の皆さん、1年間ありがとうございました。また、理事者の皆さんも1年間大変お世話になりまして、ありがとうございました。そしてまた、事務局の皆さん、いつもありがとうございます。

いろいろと委員の皆さんからお話がもう出ていますけれども、かぶるようで申し訳ないんですけども、私も、この1年間、特に8月の管外調査が印象に残っております。1つはノビシロハウスという神奈川県藤沢市にあります多世代型の共同住宅、それともう一つが先ほどから出ております日本大学とNPO法人減災教育普及協会の江夏先生のお話でした。

このノビシロハウスなんですけれども、元気な高齢者、自分である程度のことのできるような人でも、住宅を貸してほしいと不動産屋さんに行っても、オーナーさんがやっぱり、孤独死の問題とか認知症とか、そういったリスクを考えて高齢者には貸したくないという傾向があるんです。かといって、その高齢者も施設には入りたくないし、病院に行く理由もなければ、できるだけ普通の暮らしがしたいというふうに思われているんですけども、なかなかそういうところが借りられないということ。そしてまた若者も、できるだけ家賃が安いところに入りたいと思いながら、そういうところがなかなか見つからなくて、それを探するのに苦労されている方もいらっしゃるということで、そのオーナーとか若者、そして高齢者、全てのニーズがうまく満たされるような住宅の提供をされているところの視察に行くことができて、「ああ、なるほど。画期的なことをやっておられるな」というふうに非常に感心をいたしました。

若者は、安く入れる代わりに高齢者の声かけとか、あるいは月1回のお茶会とかに参加しなければいけない規則になっていまして、高齢者は、少し高い家賃を払うんですけども、人感センサーで、もし動きがないとすると、危ないということで一兩日中に発見される仕組みになっているそうです。家族の方も、そこなら安心ということで預けやすいという利点があると。そして、オーナーも、孤独死で発見が遅れたことによって腐乱したりとかするようなことで不動産収益のダメージを最小限に抑えることができる。そういうので、今、ノビシロハウスという名前のそういった住宅が広がりつつあるという話でした。

東京都でも補助を開始しているらしくて、川崎市では長期の土地の定期借地か、長期の無償貸与と言うんですかね、そういうことも考えたりというようなことになってきているみたいです。まあ、京都府でもそういう状況は変わらないと思っておりまして、そういうところが京都府でもあればなというふうに思いました。こういう取組も理事者の皆さんにもちょっと頭に置いていただいて、また研究でもしていただきながら、将来的には補助的なことができるぐらいのところまで行ければいいのかなとか思ったりもするんですが、こうやって聞いているだけでは多分イメージしにくいと思うので、一度見る機会があったら、ぜひ見ていただきたいなというふうに感じました。

それと、先ほどの日本大学とNPO法人減災教育普及協会の江夏先生をいう方による避難訓練の話ですけれども、小学校のグラウンドに全員児童を集めて、避難訓練で警報のサイレンとかを鳴らすんですよ。それで子どもたちはどうするかということを見てみると、ほとんどの子どもたちが教室の中に入って自分の机の下に潜り込むらしい。ほんで、グラウンドに残った児童はわずかだったという話ですね。建物の中に入るよりはグラウンドにいるほうが圧倒的に安全なはずなのに、子どもたちはそういうふうになさいと日頃避難訓練のマニュアルで教えられているので、必ず教室のほうに、危ないほうに入っていくわけです。そういう当たり前のことが本当にそうなのかなと、ちょっと見つめ直すことから発想を変えていかなければいけないような時代になっているのかなというふうに思いました。要するに、自分の頭で「どこが本当に安全なところなのかな」ということを主体的に判断できるような能力を養っていくことが重要なのではないかなということをお教えいただき、そういうことも参考にしながら、たしか梶原委員が本会議で質問していましたよね。それも思い出しまして、また理事者の皆さんもそういった視点で見ていただければなというふうにも感じたところでございます。

今までとは違う発想であったりとか、今まで当たり前だったというところを少し見つめ直すことによって新しい時代に対応できる知恵が湧いてくるのかなというように感じました1年でもありました。これからもそういう学びをしていきたいなと思います。

これで私のまとめとさせていただきます。1年間ありがとうございました。

○田中英夫委員

よろしく申し上げます。

まずは、宮下委員長、そして小巻・田中健志両副委員長及び委員の皆さん方とともにいろいろと学習させていただきまして、ありがとうございました。また、理事者の皆さんにもいろいろお世話になりまして、ありがとうございました。

もういろんなお話が出ておりますので、3つぐらい申し上げておきたいなと思います。

1つは、この頃、高齢者の交通事故が非常によく目について、ニュースになっているというぐらい事案が多いということですのでけれども、そういう中で確かに免許の返納、私ももう大分前に返納したんですけれども、返納するということは必要なことだと思うんですけれども、先ほどからいろいろありますように、やはりどこの町にも中心部と周辺部というのがあるわけですし、大都会であっても、もちろん田舎はそうなんですけれども、なかなか交通手段というものがなければ、それがもう生活手段というのにイコールになっておることがあります。

私、常任委員会のほうは政策環境建設のほうにおいて、そこでも申し上げておったんですけれども、今、市町で、そういう場合に、バス交通やら公共交通を何とかするということが大事で、それぞれのところでボランティア的なものを考えながら、みんなで助け合って、幾らか誰かがみんなを運ぶような村ごととしての活動みたいなものがあるんです。けれども、こういうことが、ああした同志社国際のような、事故やら、いろんなものが重なってきたり。まあ、あれが善意であったかどうかは分かりません。営業であったのかもしれませんが、要するに、あれは水上なんですけれども、白タク行為みたいなものはあかんのやとか、こういう理屈になってくると、本当にどこまでどういうことを行政的に、逆に一番住民と接している市町の行政としてどこまでやってもいいんや

と。それがまた事故を起こしたら、それは白タク的な要素を奨励しとったんやということに、一つの寓話としていえば、あり得るのかなと。

ぜひ、そういう意味では、まあ、国というものもあるんですけども、京都府さんに、そういうところでそういうことを考えながら、この範囲まではやっぱり頑張っ、それは、どちらかという、市町村行政ですけども、そういうところでやってほしい。それを府県単位でどう補助的にも応援していくのか、そういうような基準をつくっていかないと、やろうと思っても、だんだん気持ちが下がってくるというようなことがあると、これもまた困ったことではある。そうかというて、「しゃあないから、免許を持って走ってなさい」と言うわけにもいかんなど。ここのところはやっぱり一つのガイドをつくっていかなくやならんのではないかなというようにお話を昨日しておったところですけども、ちょうどここも免許返納のあれがありましたので、いろいろお話がありましたので、ちょっと申し上げておきたいと思います。

もう一つは、先ほどからこれも出ておりますけれども、日本大学とNPO法人減災教育普及協会の先生からの災害のときのどうたらというのも、僕はあれを聞いたときに、正直言って、ダンゴムシの格好をすぐにやれとか、机の下に入っただけではあかんのやと。まあ、分かるんです。そら、下向いてうつむいとつたら上がどうなつとるんか分からへんし、天井から何が落ちてくるかも分からんし。「現実にこんなものが落ちてきたら重たいでしょう」と言うて、僕も頭の上からパネルを乗せられて重たいなと思った口なんですけれども、ただ、それも「一つの流れの中であまりそればかりやっていたら」という意味で僕はおっしゃっていると思うんですよね。せやから、それを聞いて「ああ、そやな」と思う。そんなもんほっといて外へ行かなあかんのやとか、こういうふうになると、また違うんだらうなど。

ちょうど今、石田委員がおっしゃいましたけれども、僕も、その先生の分とは違うんですけれども、たまたまあれに行ってからテレビでそういうのがあって、校庭で先生が「さあ、地震が来たよ」と、こういうふうに分ったら、子どもたちがばあっと散らばって、「子どもたちはどこへ行くんでしょね」というような解説つきで、皆確かに校舎に入って、まあ、後校舎の中で、どうしたかは知りませんが、机の下に潜り込んだかどうかは映っていなかったですけども、そう教えられていると。だから、何かを基準にして教えなくやならんのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、いろんなところに新たな発想と新たな場面を数多く持つというか、そういうことをやっぱり考えていかなくやならんのかなと。来年になったら文化生活・教育常任委員会に入れてもらってぜひ聞いてみたいなと思っるとるんですけども。

まあ、そういうところがあって、これは画一的にはなりませんけれども、しかし、やはりどこかでそういうふうに分て、これだけでは駄目ですよということをお分ていただく。「あ、それはそやな」「それ、ええわ」というふうに分てしまうと、また現実にはそればかりではないんだらうなということもちょっと、批判的ですけども、実際日本大学とNPO法人減災教育普及協会の先生にお聞きしたときに半分頭の中でそない思っつたんです。「そら、一旦は机の下に入らなあかんやろ」とか思いながら聞いておったんですけども、いろんなそういうメニューづくりというか、そういうことを改めてやっていかなくやならん時代なんだなということをお分て。

3つ目。またこれもいろいろけちをつけるような話で申し訳ないんですけども、流

域治水というお話があって、それは絶対に大事なことだと思います。みんながちょっとずつ水をためていって流れるのを少なくしていくというのはあるんですけども、なかなか現実には進みません。

ほんで、違う観点から言いますと、私は亀岡市ですけども、亀岡市で下に保津峡という溪谷があって、もう亀岡市自身は流域治水どころやない。もう田んぼ自身がたまって、そこはもう本来的に湛水地域なんやと、こういうふうに言うと、田んぼを持っておられる方は「うちはそういうのではないんや」と言って怒られるわけですね。湛水地域と決められると、補助が下りるんでね。そういうふうにはなっていないけれども、湛水地域として長くやってきた。そういうふうにしてやっても、保津峡を越えて下に行くと、それが悪いということではなくて当たり前なんですけれども、「別段上のほうでそうやってためているから、ちょっと来るのが遅いんやな」なんていうような認識は全然誰もしませんわね。我々ももっと上流からのことはそんな思っていませんし。そういうもので、流域治水という方法も全体に流すためにどうしたらいいのかなということを考えないと、個々の方法論だけを考えてみてもなかなかうまくいかなというふうに今思っています。

そういう意味では、もっと大きな話でいうと、これから東南海地震というのが来る。京都府の南部のほうは、直接的被害やら、いろんなことが起こるかもしれないというのがある。まあ、北部のほうは分かりませんが。日本海も発生するかもしれないし、我々中部のところも、そこで地震が起こるかもしれないから、どうなるか分かりませんが、単に太平洋から水が来るだけのことでいえば、京都府内でも場所場所によって対応する方法論というのが皆違ふと。そこへもってきて、もっと南のほうの被災されたところからは人や車が押し寄せると、そういうようなこともあると。

ですから、どういう場合もいろんなケースというものを考えながら、「こういう場合もある、こういう場合もあるね」という中で、こういうものが方法論としてはやっぱり必要ですねと。少なくとも、まあ、元へ戻れば、完全な高齢者で、いつまでも車に乗っていて、ひっくり返ったら大変ですよというところへ持って行く話をやっぱり丁寧に持っていかなきゃならん。これは民間も行政も一緒だと思うんですけども、やっぱり行政のほうが何か手順と基準をつくらなきゃならんのではないかなと、そういうふうに思っています。

安心・安全も第一義的にはそれぞれの生活者の責任問題でもありますし、考えるべき問題ではあるけれども、やっぱり行政として幅広い基準というものを、今までの「こうあったらいけないから、こうしよう」ということ以上に、これまでもやってもらっているとしたいと思いますけれども、どんどんそういうケースワークを広げていっていただかなければならんなど。大変だけれども、お願いしとかないかなと、こういうふうに思いました。

以上、まとめとさせていただきます。よろしく申し上げます。

○田中健志副委員長

委員長をはじめ、皆さんお世話になりました、ありがとうございました。

さきの委員の皆さんのお話を聞いていて、本当にそうだなと。それぞれに大変示唆に富んだ、意義のある御発言をされていたと思って聞かせていただきました。

管外調査の日本大学と NPO 法人減災教育普及協会の先生の御指導ということで、地震のときに条件反射的に机の下に潜り込んでしまうということだと思います。先日、京都府でも、震度3でしたかね、地震があって、緊急地震速報が流れたときに、私、自宅におりましたけれども、ぱっと見ると、うちの家族は全員机の下に潜り込んでいて。まあ、あの場面では恐らく机の下に潜るというのは適切な行動だったのではないかなと思うんですけれども、その後、家族で、今まさにさきの委員がおっしゃったようなことを家族にお伝えをさせていただいて、今のこの場面ではそれがよかったかもしれないけれども、例えば、これも委員が紹介されていましたが、学校の運動場にいたときにはどうなんだろうとかいうことはそれぞれのシチュエーションに応じて判断しないといけないねというお話をさせていただきました。

これは地域の防災訓練とかでも同じだと思うんですね。私も年に幾つか防災訓練に参加したり、拝見したりしていますけれども、大体どこへ行っても同じような訓練をされていて。もちろん、その訓練を実施される方々の負担ということを考えないといけないけれども、絵に描いたように同じような訓練で本当にいいんだろうかと疑問に思うことがあって、単に机の下に潜るのが本当にいいのかということについては地域でも少しお話をさせていただいています。

本当に何が適切なのかというのは難しい面はあると思いますけれども、本府の防災の備えというか、訓練にもさきの委員がおっしゃったようなことについてはぜひ生かしていただいて、その中で市民・府民の皆さんと一緒に議論していくとか、こういったケースのときにはどうしたらいいかなということ議論していくことが大事ではないかということについてお伝えをさせていただきたいと思います。

もう一点は、これもさきの委員からありましたけれども、高齢者の方の免許の自主返納の取組と交通手段・移動の確保ということで、これも長岡京市の先進的な事例をお伺いして、単に返納するということだけではなくて、移動手段の確保ということで、公共交通機関の支援と、モビリティーマネジメントであったり、コミュニティーバスとかタクシーの制度の活用ということだったと思います。

これも同じような観点かもしれませんが、その地域地域でどのような地域・まちづくりをしていくのかということにつながっていくと。高齢だから、危ないから車に乗らないほうがいいですよということだけではなくて、じゃあ、その地域でどうしていくのかと。どういう交通手段を確保していくのかということをも市民・府民の皆さんと一緒に議論していくことが大切だなということをお知らせさせていただきました。

高齢化、人口減少社会にもう既に入っていますけれども、これからますます進展していく中で、加えて本府は北から南まで非常に広い地域の中で、それぞれの地域の特性があって、京都市内と北部・南部とも全然環境が違います。そういった中で本府としてそれぞれの地域でどのように議論して取り組んでいくのかということが非常に大切であるということをお知らせいただいたのかなと思いますので、特別委員会のまとめとしてお話をさせていただいて、ぜひ今後の本府の取組につなげていただければありがたいと思います。

ありがとうございました。

○小巻久美副委員長

よろしく申し上げます。

宮下委員長をはじめ、田中健志副委員長、委員の皆様、理事者の皆様、そして事務局の皆様には、この1年間、大変お世話になりました。心より感謝申し上げます。

本委員会では、防災・減災対策、危機管理体制、要配慮者支援、流域治水、食料安全保障、高齢者の移動手手段の確保、さらには消費者安全対策など、府民の安心・安全に直結する重要な課題について学ばせていただきました。特に私は、この委員会で学ばせていただいたことを、一般質問など、実際の議会活動にもつなげることができ、大変意義深い1年であったと感じております。

6月の定例会の委員会では、危機事象が発生したときの要配慮者の支援についてのテーマでは、関係理事者より、要配慮者に適した避難所づくり、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の人材育成、ハード・ソフト両面での要配慮者への支援体制の構築等、本府における取組を聴取し、その後の一般質問でもDWA Tの体制強化と人材育成について取り上げさせていただきました。

管外調査では、特に印象に残っていることは、先ほどからも出ておりますけれども、NPO法人減災教育普及協会、日本大学の減災教育、「避難訓練 2.0」という新しい考え方の下、実際の災害行動につながる実践的な避難訓練の重要性について学ばせていただきました。これまでの形だけの訓練ではなく、命を守る行動につながる防災教育の必要性を強く感じました。

さらには、株式会社ノビシロの多世代交流型居場所づくりの取組では、高齢者の孤立防止や見守り、I o Tを活用した安心して暮らせる住環境づくりとして、若者入居者がソーシャルワーカーとして高齢者への声かけや併設のカフェで月1回のお茶会をするなど、入居者や近隣の方々と交流する機会の創出や、在宅看護センター及び在宅訪問治療のクリニックも入居され、健康についての相談もできる、すばらしい場所でした。私自身、高齢者単身世帯の見守りや住居確保の課題について一般質問でも取り上げてまいりましたが、この視察を通じて、地域で支え合う仕組みの重要性を改めて実感いたしました。

また、令和8年2月の定例会での委員会では、大雨・洪水対策に係るインフラ整備と流域治水の取組について、委員会での議論や参考人からのお話は、近年、温暖化による豪雨や台風による水害が頻発・激甚化しており、京都府においても河川の氾濫や洪水、浸水被害が発生していると。こうしたリスクの増大に備えるためには、従来の取組だけではなく、流域に関わる関係者が主体的な治水対策に取り組む流域治水の取組の推進が必要であること、「実測主義から予測主義へ」という視点を考える上でも大変参考になりました。

安心・安全は全ての府民生活の土台であり、子どもから高齢者まで誰一人取り残されることなく安心して暮らせる京都府の実現に向け、委員会での学びを府政へと生かしてまいりたいと思います。

結びに、この1年間、本委員会に関わっていただきました全ての皆様に感謝を申し上げます、私のまとめとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○宮下友紀子委員長

それでは、閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月から本日に至るまでの間、小巻副委員長、田中健志副委員長をはじめ、委員の皆様、理事者の皆様、事務局の皆様、本委員会の運営に対し、終始温かい御理解と力強い御協力を賜りましたことに心より深く感謝を申し上げます。こうした皆様のお支えにより、委員長としての責務を大過なく果たすことができました。この場をお借りし、改めて皆様方に厚く御礼申し上げます。

また、理事者の皆様におかれましては、本委員会において丁寧かつ的確な御答弁をいただき、実りのある議論を重ねることができましたことに感謝を申し上げます。

本委員会では、自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた諸施策について調査研究を重ねてまいりました。

委員会調査におきましては、災害時の要配慮者への支援や食料安全保障の強化、運転免許証返納に係る交通施策、インフラ整備と流域治水など、多様な視点から参考人をお招きし、活発かつ実りある議論が行われました。

また、管外調査では、埼玉県における埼玉版FEMA（フィーマ）をはじめとする危機管理防災の取組、NPO法人減災教育普及協会及び日本大学危機管理学部における防災教育の取組、株式会社ノビシロによる多世代交流型居場所づくり、独立行政法人国民生活センターの消費者安全の取組など、先進的かつ示唆に富む事例を学ぶことができました。

理事者の皆様におかれましては、これまでの委員会活動における参考人の御助言や、本日、1年の活動のまとめからも多くの御意見をいただきました。委員の皆様からの御意見、御要望を十分に踏まえ、今後の府政運営に生かさせていただきますよう、お願いを申し上げます。

結びに、皆様方におかれましては、今後とも、御自愛の上、ますます御活躍されますことを心よりお祈り申し上げますとともに、本委員会に賜りました御厚情に改めて感謝を申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。

1年間、本当にお世話になりました。ありがとうございます。

安心・安全な暮らしに関する特別委員会 管内外調査実施状況

1 管外調査

年度	年 月 日	調 査 先 及 び 調 査 事 項
5	5. 8. 31 ～ 9. 1	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 株式会社コトモファーム〔於：コトモワークス〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農商工福の連携による「誰ひとり取り残さない居場所づくりについて ・ 施設視察 ▷ あいち・なごや強靱化共創センター <ul style="list-style-type: none"> ・ あいち・なごや強靱化共創センターの取組について ・ 施設視察 ▷ 愛知県警察本部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 愛知県における防犯対策・安全なまちづくりの取組について ▷ 静岡県議会〔於：ファルマバレーセンター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康長寿・自立支援プロジェクトについて ・ 施設視察 ▷ 静岡県議会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡県における防災・減災の取組について
6	6. 8. 21 ～22	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研） <ul style="list-style-type: none"> ・ 国総研における防災・減災、国土強靱化の取組について ・ 施設視察 ▷ 神栖市役所〔於：かみす防災アリーナ〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の防災拠点としてのかみす防災アリーナについて ・ 施設視察 ▷ 千葉県庁〔於：千葉県総合救急災害医療センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県総合救急災害医療センターの開所による医療提供体制等の強化について ・ 施設視察
7	7. 8. 26 ～27	<ul style="list-style-type: none"> ▷ 埼玉県議会〔於：埼玉県危機管理防災センター〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉版FEMA及び埼玉県の危機管理防災の取組について ・ 施設視察 ▷ NPO法人減災教育普及協会、日本大学危機管理学部〔於：日本大学三軒茶屋キャンパス〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 減災教育の取組について ▷ 株式会社ノビシロ〔於：ノビシロハウス亀井野〕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多世代交流型居場所づくりについて ・ 施設視察 ▷ 独立行政法人国民生活センター東京事務所 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民生活センターにおける消費者安全の取組について ・ 施設視察